

# 政策資料

No.233

《復刊128号》  
1986年2月1日

卷頭言 大木正吾 ..... 1

## 特 集

I 1986年度(昭和61年度)予算案 について	2
●1986年度予算編成にむけての提案— 党首会談にあたって	2
●1986年度予算に関する申し入れ	5
●1985年度補正予算及び86年度地方財政 対策等に関する申し入れ	6
●1986年度文教予算についての申し入れ	8
●1986年度の化学産業における予算、 税制、財政投融資に対する申し入れ書	9
●1986年度予算大蔵原案について(談話)	10
●1986年度政府予算案について(談話)	11
●円高不況について	12
●円高不況に対する中小企業対策の 申し入れ	13

II 「共済四法案」をめぐる成果と 今後の課題	14
----------------------------	----

## 資 料

●内需拡大五ヵ年計画	30
●政府および自民党税制調査会の「来年 度税制改正の答申について」(談話)	34
●「水源税」「流水占用料」問題に 関する党の見解	35
●たばこ消費税の引き上げの撤回を 求める申し入れ	36
●良質米奨励金の現行確保に関する 申し入れ	37

日本社会党政策審議会



## 金融商品取引による階層分化の 拡大税制見直しにより減税財源を

大木正吾

政策審議会副会長

五四兆余りの国家予算の二一%が国債利払いに消えるという赤字

財政が気の遠くなるように続いていく。政府は期待感をこめて実成長四%を土台に税収見込みを見積ったが、多くの民間調査機関の成長見通しは三%前後であり、国債減額七千億は風前の灯に終わらかれない。

ガマンの哲学を説き、国民生活を抑制しつづけてきた中曾根内閣の財政再建政策は、大きな壁につき当りつつあることは明白である。

内需拡大と言つても大企業中心の大型プロジェクトや公共事業、住宅に手の届かない庶民にとっては、その影響は微々たるものである。

内需の核心はGNPの約半分を占める個人消費の拡大でなければならぬ。消費者が買いに出るニーズを如何にして培養するか、環境をつくるかである。それは所得しつつあるが、円が二〇〇円前後で推移するとしても産業と貿易の構造が、輸出主導型となつてゐる

限り六一年度以降も五〇〇億ドル前後の出超の流れは変るまい。

来るべき東京サミットをどう乗り切るのか、内外から高まる内需拡大の声にどう応えるのか、日本の財政と経済政策は重大な岐路に立つてゐることは間違いない。

政府は減税をするには財源がないといい、六二年度の本格的な税制改革には大型間接税と抱き合わせに所得減税を行なおうとしている。

しかし前述した産業、経済構造の変化、特に金融資本市場の活発な動きを政府はどうとらえているのだろうか。又、郵貯から反対の強い小額貯蓄課税問題をどう解決しようとしているのだろうか、さらにはアングラマネーの動向把握に

トヨタ銀行と呼ばれたり、財テク時代と言われるのは一時的な傾向ではないであろう。物的生産中心の産業構造のなかに金融商品による利潤追及の経済活動が大きなシェアを占める時代となつてゐるのである。

巨額な貿易黒字を背景に海外に蓄積される年間十数兆の資産。金融機関がこぞつて開発する税逃れ的な金融商品。架空名義の定期貯金。これらを課税対象からはずしては税の公平も、所得の再分配機能も失なわれてしまう。一世帯平均六、七百万の貯蓄に税をかけるといふのではない。国債を背景とした金融資産の取引が国民生活の階層分化を拡大している事実、これらの取引が国家経済に大きなウエイトを占めてきている実態を無視し得なくなつてゐるからである。もしこのような金融収益行為に正当な課税をすれば、年間二、三兆の税収は確実に上る。減税の財源は確保できるし、内需は安定的に拡大し、ひいては赤字国債の減額にも益するであろう。(以上)

# 一九八六年度（昭和六一年度）予算案について

一九八五・一二・二四

## 一九八六年度（昭和六一年度）予算編成に むけての提案 —— 党首会談に当つて —

### 一、予算編成への基本的考え方

「昭和六一年度予算」大蔵原案は、所詮、官僚のつくった政治不在の予算でしかない。すなわち、そこには、米ソ首脳会談が示唆している国際政治の新たな動向、貿易摩擦の深刻化が象徴する世界経済の転機などへの洞察が完全に欠けており、時代状況の変化に対応しそれを先取りしようとする積極的姿勢は微塵もつかがえない。

これまでの「臨調行革」や「財政再建のための耐乏」路線は、内需拡大が我が国経済の最大の課題となつてゐる今日、すでにいかなる

意味でも有効といえる根柢を失つており、それへの固執は、逆に国民経済の停滞と混迷を深めることで危惧される局面を迎えている。

である。

わが党はそのような観点から、来年度予算編成について再三にわたり「軍縮・内需拡大型予算」とするよう申し入れてきたが、政府はいまだにほとんど対応していない。そのため状況はいつそう深刻化しつつある。財政赤字・貿易摩擦の難問と経済成長率鈍化の悪循環に加え、九月以降の急激な円高によるデフレ局面の到来が強く懸念されている。この不安を克服し、国民に希望と意欲を与えるためにも、来年度予算の編成については、これまでの中曾根流緊縮路線の根底からの見直し、

二一世紀へむけて、世界人類に貢献するわ

が国と国民の展望を開くためには、過去にこだわらず、いまこそ鮮明な転換の一歩を踏み出すべきである。それは、官僚に任せてできることではない。時代の動向を的確に予見し、決断しうる政治のイニシアティブが何よりも求められているのである。そして、その転換は具体的には、新しい予算の編成に現れなければならない。予算こそ「政治の顔」だから

とが火急の課題である。以下は、そのためのわが党の提案である。

## 二、重点課題についての提案

### 1 内需主導による経済の拡大

(1) 二兆三、〇〇〇億円の大型所得減税を実施する。その内容は、所得税減税一兆一、二〇〇億円、住民税減税一、八〇〇億円、税率構造の見直し五、〇〇〇億円、政策・福祉減税五、〇〇〇億円とする。なお、財源は不公平税制の是正等でまかなう。

(2) 数年来の公務員給与の抑制が民間の賃金引き上げ幅にも影響を及ぼしてきていることから、人事院勧告を完全実施できるよう給与改善費を当初予算に組み込む。

(3) ① 福祉型社会建設にむけて生活基盤整備のための公共投資を計画的に進める。このため、公共事業量は最低、国民総生産の名目成長率並の伸び率を確保する。この財源は建設国債、地方債等の発行で確保する。なお、「不況対策緊急予備費」一兆円を確保する。財源は建設国債とする。

- ② 公共投資の内容を下水道、住宅、都市再開発、みどり＝森林の育成等を中心とする。このため、それぞれ五年計画、総合的計画を策定して取り組む。
- ③ 福祉型都市改造プランにもとづく地域

社会の形成のための投資を行なう。若年労働者中心の街から高齢者、障害者、こども等も暮らしやすい街に改造する。住宅の改造、鉄道各駅の改造、公共建築物の改修等々がその対象になる。

### 2 防衛費増額路線から文化立國路線への転換

(1) 防衛関係費は大蔵原案の五・一%の伸び率、一、六〇三億円の増額を認めず、当面、今年度並に凍結し、G.N.P.比一%枠を厳守するだけでなく、わが国が軍縮先進国になるよう計画的削減をはかる。

(2) わが国は文化立国としての国際的役割を果たすため、政府開発援助（O.D.A.）の倍増、G.N.P.比〇・七%の国際的基準を三年を目標に実現する。来年度は少なくとも、一〇%以上の増額を行なうべきである。

### 3 地方財政の尊重と地域経済の活性化

(1) 国の赤字を地方財政に負担させない。このため、国庫補助金、国庫負担金、交付税等の削減・切り下げを行なわない。補助金等の一括削減には反対である。

(2) 地域経済を活性化するため、農林漁業の再建を図るとともに公共投資の配分、財源の配分等は地方都市、地域を重視した傾斜を行なう。

### 4 円高不況対策の強化

(1) 中小企業に対する特別融資金利を五%程度に引き下げ、独禁法および「下請代金支払遅延防止法」等の適用範囲の拡大を図るとともに、不況業種の雇用対策の特別措置を講ずる。

(2) 円高不況対策法の早急な制定をはかる（一九七七・七八年当時の円高法の内容を補強した时限立法）。

(3) 円高差益については、灯油等は直接消費者に還元、それ以外は別途積立を徹底し、社会的還元の方途を講ずる。

### 5 高齢者対策等の充実

(1) 老齢福祉年金については、三ヵ年計画で基礎年金水準五万円を目指し、三万円に引き上げる。また、老人保健制度の見直しに当つては、一部負担の引き上げや国庫負担の減額、按分率の改定等を行なわない。

(2) 老人医療費の本人負担（初診料、入院費等）の引き上げを行なわない。

### 三、政策効果の大きい緊急事項

- 1 公共料金の値上げ抑制  
たばこ消費税の引き上げを撤回し、その他  
の公共料金についても値上げを抑制する。

## 2 教育条件の整備

- (1) 四〇人学級の早期完結、過大規模校の解消をはかる。私学助成を増額する。また、義務教育国庫負担法の改悪を行なわない。
- (2) 災害児の教育機会を保障するため、修学奨励制度を創設する（現行の奨学金制度の改善を含む）。

(1) 全企業の年間総労働時間を早急に二、〇〇〇時間以下に短縮することをめざし、完全週休二日制・週四〇時間労働制の実施、残業時間規制等の措置を講ずる。

- (2) 労働基準監督官、都道府県婦人少年室員、公共職業安定所職員等、労働行政に必要な職員を大幅増員する。
- (3) 雇用保険事業等の運営に必要な事務費等の国庫負担金を増額する。

(2) 幌延の立地調査を取りやめることをはじめ、原発関連予算は、原発依存からの早期撤退をめざし、大幅に削減する。

一九八五年一二月二十四日

日本社会党中央執行委員会

委員長 石橋政嗣

自由民主党總裁  
内閣總理大臣

中曾根康弘 殿

## 3 森林資源の育成

わが国の山村、林業、林産業の荒廃は一段とすすみ、高齢化、労働力不足による間伐の立ち遅れは著しい。したがつて、六一年度緊急間伐費として二六八億円を計上する。また国有林野における間伐林道新設、修繕費として一〇億円の計上を図る。

## 4 「国民の足」の確保

過疎地の住民の足を守るために、「地方バス生活路線維持整備特別措置法」を制定する。当面、生活バス路線の補助を増額する。また、国鉄を「国民の国鉄」として、再建するため、全国ネットワークの維持、地方交通線の存続、雇用の確保、分権の推進、民主的手法の導入等を行なう。なお、国鉄再建監理委員会の答申による「分割・民営化」は行なうべきでない。

## 5 不要不急経費の節減

- (1) 会計検査および行政監査を強め、経費の節減、効率的使用を徹底する。

## 5 労働時間の短縮・労働行政の充実

(1) 五年間で全市町村に小規模な通いの介護施設を設けることを目標に、その初年度としてモデル的に一県一ヵ所程度（合計五〇個所）建設する。

- (2) 退職者医療制度とともに市町村の国保赤字は国が完全補填する。

## 6 地域福祉の充実

- (1) 対外的文化交流を強めるため、留学生とりわけアジア近隣諸国からの留学生の受け入れ体制・施設を充実する。
- (2) 近隣諸国との友好増進のための情報交流、研究・広報体制を強化する。

## 7 近隣諸国との交流の強化

- (1) 対外的文化交流を強めるため、留学生とりわけアジア近隣諸国からの留学生の受け入れ体制・施設を充実する。
- (2) 近隣諸国との友好増進のための情報交流、研究・広報体制を強化する。

## 一九八六年度（昭和六一年度）予算に 関する申し入れ

一九八六（昭和六一）年度予算の編成について、われわれは本年八月以降、再三にわたつて政府が国民諸階層の切実な声にこたえることを要求し、その具体的な要求事項について申入れてきた。しかしながら、今日までのところ、政府の予算編成作業の過程にそれがほとんど反映されていないかに見えることは極めて遺憾である。われわれはここに、政府がこれまでのわれわれの要求に十分な配慮を加えることを重ねて申入れると同時に、とりわけ昨今の経済情勢にかんがみ、円高不況克服、内需主導型成長への大胆な転換、貿易摩擦解消、国民の福祉と生活の安定をめざす以下の緊急重点課題について、積極的措置を講ずることを要求する。

### 記

#### 1 内需主導による経済の拡大

(1) 不公平な税制を是正し、二兆三千億円の大規模所得減税を実施すること。その内容は、

(1) 3 地方財政の尊重と地域経済の活性化  
国庫補助金、国庫負担金、交付税等の削

(2) 防衛費増額路線の転換  
防衛費は聖域とせず、当面GNP比1%枠を厳守するだけでなく、わが国が軍縮先進国となるよう計画的削減をはかること。

(1) 5 高齢者対策等の充実  
老齢福祉年金については、三ヵ年計画で基礎年金水準五万円を目標に、当面、三万円に引上げること。また、老人保健制度の見直しに当たっては、一部負担の引上げや国庫負担の減額、按分率の改定等を行わないこと。  
(2) 老人医療費の本人負担（初診料、入院費等）の引上げを行なわないこと。

所得税一兆二、〇〇〇億円、住民税減税一、八〇〇億円、税率構造の見直し五、〇〇〇億円、政策・福祉減税五、〇〇〇億円とすること。

(2) 福祉型社会建設にむけて生活基盤強化をはかる公共投資を計画的にすすめるため、公共事業費は「不況対策予備費」（一兆円）を含め、建設国債、地方債、政府保証債等により社会資本投資総額を五兆円程度拡大すること。  
(3) 公務員及び公企体労働者の賃金改善に必要な給与改善費などを当初予算に計上すること。

(1) 4 円高不況対策の徹底  
(1) 中小企業に対する特別融資金利を5%程度に引下げ、独禁法および「下請代金支払遅延防止法」の適用範囲の拡大をはかるとともに、不況業種の雇用対策の特別措置を講ずること。  
(2) 円高不況対策法の早急な制定をはかること。  
(3) 円高差益の扱いについて、灯油等は直接消費者に還元、それ以外は別途積立を徹底し、社会的還元の方途を講ずること。

減・切下げを行なわないこと。生活保護費をはじめ高額補助金等の一括削減は行なわないこと。  
(2) 農林漁業対策を充実させ、また公共投資・財源の配分等は地方都市・地域にむけて傾斜配分を行なうこと。

(3) 公的年金については、国の負担割の改善をはかり、賃金スライド制を確立すること。

また、無年金者をなくす措置の徹底をはかること。

#### 6 労働時間の短縮等

全企業の年間総労働時間を早急に二、〇〇

〇時間以下に短縮することをめざし、完全週休二日制の実施、残業時間規制等の措置を講ずること。

#### 7 森林資源の育成

森林の荒廃 林業の停滞、林産業の不振、山村の衰退、林業労働力の減少、固有林野の財政赤字という現状を開拓し、活性化するため林業振興基金（仮称）等の創設を含む財政的措置を講ずること。

#### 8 国民の足を守る

過疎地の住民の足を守るために、「地方バス生過路線維持整備特別措置法」を制定すること。当面、生活バス路線の補助を増額すること。また、国鉄を「国民の国鉄」として全国ネットワークの維持、分権化の推進など、民主的な再建をはかること。

右、申し入れる。

一九八五年一二月二三日

一、八五年度補正予算について

記

日本社会党予算要求行動推進本部長

田辺 誠

総評予算要求闘争推進本部長

真柄 栄吉

内閣総理大臣

中曾根康弘殿

一九八五・一二・一二

## 一九八五年度補正予算及び八六年度 地方財政対策等に関する申し入れ

(1) 八五年度における税収の減収に基づく地方交付税の落ち込みについては、全額国の責任において補填すること。

(2) 地方税の減収に対しては、当面、地方債の発行をもつて措置し、その元利の償還に

ついては、全額交付税で措置すること。

(3) 税収の落ち込みとともに地域経済の停滞が予測される地域については、財源対策を強めること。

(4) 退職者医療制度の創設とともに市町村国民健康保険事業会計における負担増加分については、八五年度補正予算において全額国が補填する措置を講ずること。

## 二、八六年度地方財政対策について

- (1) 地方財政の規模については、住民福祉の増進に係る事業を中心として積極的に拡大をはかり、特に、単独事業について地域経済振興の観点から拡充をはかること。
- (2) 八六年度一年限りという約束で実施された補助金の一括カット、年金財源の公的負担の繰り延べ等については、八六年度において延長、拡大しないこと、また、八五年度にカットの補填措置として発行された地方債については、その元利を臨時地方特例交付金の交付等全額国の責任において補填すること。
- (3) 退職者医療制度の創設にともなう市町村国民健康保険事業会計における負担増加分、八六年度以降分については保険料の引き上げ、自治体負担増等をもたらさぬよう国において措置すること。
- (4) 下水道事業における資本費部分の料金算入の五年間繰り延べ、利子の平準化措置、公営都市交通、病院事業等に対する一般会計からの繰り入れ措置を的確に講ずること。
- (5) 地方債発行については、一般財源に対する利子負担割合が一定比率以下の自治体に対して、自由化をはかること。
- (6) 給与改定財源については、必要額を財政計画において計上すること。

## (7) 地域振興の推進のため、自治体の地域活性化プロジェクト、調査・研究等の体制整備の推進をはかること。

## 三、交付税制度の拡充について

- (1) 地方交付税については、法定税率の確保はもちろんのこと、自治体の財政需要増の的確な把握に基づく措置を講ずること。また、投資経費の地方債振替、配分を行なうなど一般財源の特定財源化は行なわないこと。
- (2) 地方財源補填の裏付けのない補助金の廃止、削減は行わないこと。
- (3) 基礎年金制度の導入の情勢にかんがみ、地方公営企業に対する公的負担措置を講ずること。

## こと。

### (3) 個人住民税の課税最低限の引き上げ等、

住民税の軽減策をはかるとともに、零細企業等に対する均等割の軽減措置を講ずること。

### (4)

- 内需拡大、個人消費の充実の観点から、個人の居住用土地に係る固定資産税を八五年度税額に据え置くとともに、不動産取得税についても居住用土地、住宅については暫定税率を設けること（例えば、 $100m^2 \sim 200m^2$  のマンションの取得に対する暫定税率を三年間適用する等）。

### (5)

- 建設省の「流水占用料」、林野庁の「水源税」構想については、大衆課税・消費税導入であり、創設は行なわないこと。

## 四、自主税源拡充と住民負担の軽減について

- (1) 八五年度税制改革において課題とされた利子配当所得に対する個人住民税の総合課税の実施、社会保険診療報酬に対する事業税の特例措置の廃止、事業所税の課税団体及び課税標準の拡大と使途の改善については、八六年度において必ず実現すること。
- (2) 産業用電気税に対する非課税措置については、当面、コストに占める電気料の割合が一〇%以下のものについては廃止し、それ以外については段階的に是正、廃止すること。
- (3) ラスパイレス指数を理由とする給与の抑

制及び起債制限については行なわないこと。

特に、既に給与是正を行なった自治体及び是正計画を提出した自治体については、除外すること。

(4) 国公有地の活用にあたっては、自治体の

意見を十分に聴くとともに、公的活用がはかられるよう自治体の取得財源の確保等に努めること。

(5) 国の政策に基づく国鉄の改革に当たっては、自治体にたいする財政負担増及び自治体職員の雇用、労働条件の後退をもたらさぬよう万全を期すこと。

右、申し入れる。

一九八五年二月一日

日本社会党地方行政部会

部会長 細谷治嘉

自治大臣  
古屋亨殿

政府は一九八六年度の予算編成に当たっては、危険な軍事大国につながる防衛費の増額をやめるとともに、教育の荒廃を克服し、ゆきとどいた教育の実現のため、左記のようない内容を重点として編成するよう要請致します。

記

む助成措置を講じること。

六、私立学校の教育条件の整備、父母負担の軽減をはかるため、私学助成の拡充をはかること。

七、公立文教施設は、教育条件の物的基礎であり、公共事業一般として抑制の対象としないこと。

八、児童・生徒急増地域における校舎の新増設については、国庫補助制度を抜本的に改善し、建築費、用地取得費とも、補助率、単価、対象等の拡大をはかること。

九、希望するすべての青年が高校で学ぶことができるよう必要な公立学校の整備をはかること。そのため、公立高校の新増設（校用地取得を含む）の国庫補助制度の確立、地方債の拡充を行なうこと。

十、乳幼児の「保育一元化」をめざし、行政の一元化、施設・設備の一元化などの具体的検討を行なうこと。また、「公立幼稚園定数法」を制定すること。

十一、奨学事業については給費制度の導入、貸与額・人員の拡充など制度の改善、充実

一、義務教育諸学校の教科書無償制度は、憲法の「義務教育無償」の原則に基づくものであり、財政事情のいかんにかかわらず堅持すること。

二、「六年制中等学校」など、臨教審答申の通りとなる関係予算の計上は行なわないこと。

三、義務教育費国庫負担法の改悪は行なわず、また、教材費、旅費を同法の対象にもどすこと。

四、「四〇人学級」など教職員定数改善計画については、期間を短縮し早期に完結させること。

五、過大規模学校解消のため、用地取得を含

# 一九八六年度（昭和六一年度）文教予算についての申し入れ

をはかること。

十二、教育費の父母負担の軽減をはかるため、教材費の公費負担をすすめること。

十三、国立学校の授業料、入学金については値上げを行なわないこと。

十四、高等教育に対する国民の要求に応えるため、国公立大学・大学院の必要な整備を行なうこと。

十五、学校給食費の公費負担をめざし、国庫補助を増やすこと。また、学校給食のセンター化、給食センターの民間委託は行なわないこと。

十六、学校災害補償制度の確立をはかること。当面、学校健康会の給付水準を改善すること。

十七、国際化に対応し、学術・文化の国際交流を促進すること。外国人留学生の受入れの拡大、諸条件の整備をはかり、また、海外子女教育、帰国子女教育の拡充をはかること。

十八、図書館、文化会館、博物館、体育館、プール、運動場など、社会教育、文化、スポーツの公共施設を整備すること。

十九、地方芸術文化活動のための民主的補助を強化し、また創作活動を活発にするための芸術関係団体への助成を拡充すること。

一九八五年一二月一九日

日本社会党政策審議会

会長 嶋崎譲

文教部会長 木島喜兵衛

文部大臣

松永光殿

一九八五・一二・一三

## 一九八六年度の化学産業における予算・税制・財政投融資に対する申し入れ書

一、化学関連産業における雇用の確保のため、

当該産業の活性化に資する大幅な投資減税や、技術開発関連研究・開発予算の拡充等を講ずること。

二、原料非課税の原則にもとづき、原料ナフサなど石油化学原料の免税措置を恒久的制度化すること。

三、産構法にもとづく構造改善事業の円滑な推進に資する関連予算などの確保を図るとともに、法の運用にあたっては、法制定の趣旨ならびに国会の論議を十分にふまえ、特に雇用及び関連中小企業に対し万全を期すること。

昭和六十年十二月十三日

以上

日本社会党 化学産業対策特別委員会  
民社党 化学産業対策特別委員会

四、化学物質等については、消費者・労働者

通商産業大臣  
村田敬次郎 殿

# 一九八六年度（昭和六一年度）予算

## 大蔵原案について（談話）

日本社会党政策審議会  
会長 嶋崎 譲

一、一九八六年度（昭和六一年度）予算大蔵

原案は对外経済摩擦、円高デフレ、財政赤字等の課題への積極的な対応を見送った『無策、生活圧迫、軍事優先』の予算案である。わが党は再三にわたって『軍縮・内需拡大型予算』を編成するよう政府に申し入れてきたにもかかわらず、依然として超緊縮・消極的政策を続けようとしているのは誠に遺憾である。

一、わが国経済を内需主導型成長に転換させることが財政再建への途でもあるが、福祉・教育関係費の圧縮、受益者負担の増大、地方自治体への負担転嫁を進める政府の予算では、個人消費をはじめとした内需の振興を期待できず、財政再建目標年次も後退を続け、具体的展望の立たないのは当然である。

一、内需の最大の柱である個人消費の拡大に

とつて大規模所得減税は欠かせない施策で

あるにもかかわらず、実施が見送られ、逆

に安易な財源調整としてたばこ消費税の増

税を行なおうとするのは税政策としては全

くの誤りである。税金、社会保険料等公的

負担の増加によつてこの数年来実質的に伸

び悩んでいる勤労者の家計にゆとりを与える減税を行ない、その財源を不公平税制の

是正で確保して、所得再配分と内需の拡大

を両立させるべきであるが、このような積

極的姿勢はみられない。

一、防衛関係費を別枠で増額を認めたことは

平和と軍縮を求める国民はもとより国際世

論に逆行するものであり、認められない。

一、高齢化社会に向けて福祉・社会保障の充実こそ緊要であるが、医療費負担の増大、低い老齢福祉年金水準など将来生活に対する不安を助長する予算編成は誰のための、何のための「財政再建」かと疑わざるをえず、福祉充実を基本にした財政再建の見直しを要求せざるをえない。

公共・公営住宅を軽視し、土地政策を欠いた住宅建設等は特定の産業、企業の利益をもたらすのみである。

一九八五・一二・二八

# 一九八六年度(昭和六一年度)政府予算案について(談話)

日本社会党政策審議会長

鳴崎謙

一、政府予算案の特徴は、一言でいえば、大

きな転換期にある内外情勢に対し積極的  
対応の姿勢を欠き、依然として軍拡・大企  
業本位・国民生活圧迫の予算となっている  
ことである。

一、米ソ首脳会談を契機として、世界に軍縮  
の時代への模索が始まっているとき、強引  
に五年連続の軍事費突出予算を編成、年度  
内のG.N.P.比1%枠突破を必至としたこ  
とは、平和・軍縮のために果たすべき日本  
の役割を放棄するもので、時代錯誤もはな  
はだしい。

一、軍事費突出の反面、教育費や社会保障費  
の犠牲は、ますます深刻なものとなつてい  
る。

特に、国民が切実に求める所得税減税の  
要求を切り捨て、逆に、タバコ消費税の値  
上げをはじめ、一連の公共料金の値上げを  
予定していることは許せない。

一、わが党は、このような軍拡・国民生活圧

迫の予算案には反対であり、国会審議を通じて、国民に希望をもたらす「国民のための予算」とするため、最大の努力をはらつ  
て闘う。  
わが党は、このような軍拡・国民生活圧  
迫の予算案には反対であり、国会審議を通じて、国民に希望をもたらす「国民のための予算」とするため、最大の努力をはらつ  
て闘う。  
された他、老人医療の本人負担も加重され  
ることになった。まさに、福祉切り捨て、  
弱い者いじめの予算であると言つてよい。

# 一円高不況について—

日本社会党 辻 誠  
予算要求闘争推進本部長 書記

わが党は、総評と共同ですすめている予算要求闘争の一環として、一二月五日（岐阜）、一二日（大阪）と二回にわたり円高不況についての現地調査を行なつてきました。その結果、九月以降の急激な円高によって広範な分野の中小企業が打撃を受け、今後の経営見通しが立たなくなるほど深刻な不安に包まれている事態への認識をいつそう深めるにいたつた。そこでわれわれは、円高不況打開のために左記の方針を掲げ、政府にその実施を強く要求するものである。

二、現在、政府は中小企業特別調整として特別融資制度の創設、信用保障制度の弾力的運用、貸付枠の緩和などの対策を進めているが、それだけでは不十分である。

われわれは当面、中小企業の経営危機を救済するため、①特別融資金利の政府案以下への引き下げ、②融資窓口の緩和と迅速化、③独禁法および下請代金支払遅延等防止法などの厳格な適用、④雇用問題発生防止のため、不況対策諸法を円高の影響をうける業種・地域にまで拡大するなどの措置、⑤環境変化に対応するための業態改善、設備更新等を特別融資の対象とし、その資金について大幅な減税措置を要求する。

以上の措置を含め、次期通常国会にむか

つて、一九七七～八年当時の円相場高騰関連中小企業対策法（円高法）を補強した新たな法案を準備する。

三、円高は一方で電力、石油、ガス等の部門に巨額な差益を累積しつつあるが、社会党は從来から、本来の営業利益ではない差益は一般的な収益金に繰り入れることなく、別途積立金として国民の前にガラス張りとすることを主張し、現在その積立金制度が実現している。その積立累計額は、現在の円相場が持続した場合、今年度決算期までに電力だけで四、五〇〇～五、一〇〇億円程度と見込まれるが、問題はその使い途である。われわれは、前回（一九七八年）の環元の教訓を活かし、①現行の別途積立金制度を強化・徹底する、②還元の方法は、灯油については消費者への直接還元（値下げ）、その他の電力等は間接（社会的）還元を中心と考えることとし、具体的には消費者をはじめ関係団体の意見を反映できる制度的措置を講じ、その意見を容れて判断する、③時期については、円相場の動向と決算見通しの概要がつかめた時（三月頃）に発動する、等のことを要求する考え方である。

四、円高の背景にある貿易摩擦の問題は、根本的には、我が国経済を輸出主導型成長から内需主導型に転換しないかぎり解決は至難である。しかも深刻な円高不況到来の気

## 記

配にみまわされていることは、この構造的転換が焦眉の急務となつたことを示している。政府はこの情勢にかんがみ、「財政再建」のみを至上目的とするこれまでの政策運用を大きく転換して、すくなくとも経済成長率を今年度以下に落とさないことを前提としつつ、内需拡大をめざす積極的な施策を急ぐべきである。

だが現在のところ、中曾根内閣の態度は環境変化への認識が甘く、事態の緊急性をほとんど自覚していないにみえる。現に昭和六一年度予算の編成方針をみても、中曾根内閣が、すでに役割を終えた「臨調行革」路線に拘泥した緊縮方針に固執していることは甚々しい時代錯誤といわなければならない。

われわれは、政府施策のこの根本姿勢の転換を求め、当面の予算編成については、内需拡大の起爆効果を狙つた大胆かつ積極的な政策運用を要求する。そのために、なによりもまず、大幅減税等をつうじて内需の大半を占める個人消費の拡大を図り、同時に、住宅、環境、福祉、文化などの生活関連社会資本を思いきって拡充することを提起する。その手段として、建設国債、地方債、政府保証債、その他を含め、数兆円規模の財源調達を見込む積極財政を要求する。われわれはそれらについての具体案を

近く開かれる与野党々首会談等の機会に明らかにし、国民と共に抜本的政策転換を求めて闘うことを決意している。円高不況に

一九八五・一二・二五

## 円高不況に対する中小企業対策の申し入れ

二、特別融資制度の貸付をおこなう際その担保評価等についても弾力的運用を行なうこと。

三、融資に当つては、末端の小規模下請け事業者及びその労働者の実態についても把握し、その救済に資するようすること。

四、輸出型大企業のシワ寄せを受けている下請企業に対して下請関係法の運用強化を行なうこと。

五、不幸にして転廃業においこまれた場合は特定不況産業・地域法の適切な運用を行うこと。

### 記

一、政府系中小企業金融三機関等による特別融資制度の金利を年5%以下とすること。

泣く中小企業を救うためにも、根本的には、この選択しかないからである。

六、金属鉱業経営安定化融資制度の利子補給  
財源の確保、補給幅の拡大及び政府保証権  
の確保と探鉱三段階方式の拡充を図ること。

日本社会党中央執行委員会  
書記長 田辺 誠

大蔵大臣 竹下 登殿

右、申し入れる。

一九八五年一月二五日

一九八五・一二・二三

## 特集

# 「共済四法案」をめぐる成果と今後の課題

日本社会党中央執行委員会  
日本社会党共済対策特別委員会  
参議院共済年金対策プロジェクト・チーム

## はじめに

国公共済、地公共済、私学共済、農林共済の四改正案に対する闘いは、一二月二〇日、四法が参議院における修正を経て衆議院本会議において成立したことをもつて一応の終局を迎えた。社会党は、政府が法案を国会に提出して以来、問題点を指摘し、かつ全ての国民の生活に係る問題であるので抜本修正を目指し、野党各党にも呼び掛け（共産党は反対

を言うだけで修正等については放棄）闘つてきた。この間、衆・参両院において党の年金改革総合委員会・共済対策特別委員会・参議院共済年金対策プロジェクト・チーム及び関係部会（大蔵・内閣・地行・文教・農水・社労・運輸）を中心に、総評、地公労等関係団体との緊密な連携が図られ、政府の当初の姿勢を崩し、法案修正、国鉄共済年金問題をはじめとする多くの成果を得た。同時に、闘いの成果はただちに今後の運動の課題をも明らかにしている。

従つて、成果と今後の闘いの課題を明らかにし、更に課題の達成に向けて運動を進めることを目指す。

なお、以下の成果と課題は、①「大原メモ」に基づく大原（社会党中央執行委員長）一田中（自民党中央執行委員長）間における問題点の認識の一致作業、②労働組合、各部会からの問題点の指摘及び改善要求に基づく社会党修正要求案の取りまとめ、③党の要求に基づく自・社折衝及び公明・民社・社民連を加えた野党四党共同修正要求（衆・参両院）、

(4) 各委員会及び連合審査における質疑及び理事会における修正折衝、附帯決議折衝、等の積み重ねの結果に基づく。

## 闘いの成果と課題

### 一、闘い全体の成果

(1) 今回の闘いは、衆議院と参議院、政策委員会と特別委員会、党と総評・地公労等関係団体との密接な意志統一が成功し、総評等の努力により院内・院外の運動の連携が図られたことは大きな成果であり、今後の年金闘争の貴重な財産といえる。

(2) 衆・参に渡る三ヶ月に及ぶ審議は、年金改革の第一步として高く評価できる内容をもつ。特に、財政調整問題、公的・元化等については、政府の矛盾を鋭く追及するなかで党の主張が多く通つたことは極めて重大な成果といえる。

(3) 衆・参三回にわたる連合審査をはじめ、数百時間に及ぶ委員会審議の果実として、政府の極めて固い姿勢を崩し、具体的修正

(4) 今後、成果を踏まえ、国民年金・厚生年金の結晶として、闘うことの意義を実証した。

金を含め年金改革の全体的前進、そして確認され、足掛かりを作った各共済年金制度の具体的改善を目指し、院内・院外の運動を継続的に強化し、今回の成果を更に確定なものとすることを目指す。

### 二、法案審議・修正闘争の具体的成果

#### 一、勝ち取った修正事項

(1) 年金の政策改定の際「賃金」要素をいれる。

(2) 職域年金一・五加算の加入期間要件を二五年から二〇年に引き下げる。

(3) 船員の加算につき、国年・厚年法改正における参議院修正と同様に扱う（五年間に限り五分の六倍の期間として計算）。

(4) 私学・農林共済の算定基礎を改める（報酬の取り方を五年間あるいは全期間いずれか有利な方）。

#### 二、答弁・決議等で明確化・前進したもの

##### (1) 基本問題

(1) 国鉄共済年金の財政問題について政府の「統一見解」が示され、昭和五八年統合法（国公・旧三公社）による財政調整五ヶ年計画中の六四年までは、国鉄の資産売却と国の負担等で年金支給を保障することが明確と

なった。

また、「諸般の検討」の中には他の年金制度からの拠出は期待しないと約束された。

\* 「統一見解」は、「国鉄共済年金については、財政調整五ヶ年計画の終わる昭和六四年度までは、政府として国鉄の経営形態等の動向を踏まえつつ国鉄の自己努力と国の負担を含め、諸般の検討を加え、支払に支障のないようになります。以上については、昭和六一年度中に結論を得、その後できるだけ速やかに具体的立法措置に入ることといたします。なお、昭和六五年度以降

分については、その後速やかに対策を講じ、支払の維持ができるよう措置いたします。」とされた。また、答弁で「理論的には他の共済制度との連帶はあるが、現時点においては考えていない」「自己努力とは国鉄の資産売却を含む」「六五年度以降については民主的な場において関係者の意見を踏まえて検討する」等が示された。

\* また、国鉄の職域年金については設置することを将来検討するとされた（附帯決議）

(2) 「公的・元化」に関して、共済制度の存続、負担と給付の調整が課題であること、積立金の自主有利運用等が確認され、共済

の統合は行なわれないことが明確となつた  
(答弁・附帯決議)

(三) 基礎年金の水準・費用負担の在り方等について、国年法改正における「附則修正」の規定に基づき、できるだけ速やかに検討に着手するとされた(附帯決議)。

## (2) 法案事項

(一) 懲戒処分に係る職域加算の一部支給停止については、本人掛け金分を含まない。  
また、遺族年金については支給停止を行なわないとされた(政令事項)。

(二) 国公共済の算定基礎の取り方については今後、検討するとされた(附帯決議)。

(三) 職域加算部分の乗率の引き上げについて

は、自社間の確認により、「今国会における審議の経過にかんがみ、職域相当部分の水準等の在り方については、人事院の意見等

を踏まえ一两年中に検討を行ない結論を出す」とされ、一两年の解釈として「六二年度中に結論を出す」とされた(答弁・附帯決議)。

(四) 既裁定者のスライド停止については、遺族年金について最低保障の改善を図るとされた(政令・附帯決議)。

(五) 現在四〇歳の者について、次の見直しの時点までに検討・調整するとされた(附帯決議)。

(六) 消防職員の労働環境の抜本的改善については、三年以内に人事計画を策定するとされた(答弁・附帯決議)。

(七) 公営企業における公的負担問題については、六二年度地方財政計画策定時までに検討・対処するとされた(答弁・附帯決議)。

(八) NTT・たばこ・私学・農林の職域年金の自由設計については将来検討するとされた(答弁・附帯決議)。

(九) 所得制限の運用について退職者と現役公務員との間の生活の均衡がはかられるよう配慮するとされた(附帯決議)。

(十) 併給調整については、実施過程における問題を見極めて再検討するとされた(附帯決議)。

(十一) 私学共済について、在職退職年金の検討、文部大臣の諮問機関の設置の検討等が示された(附帯決議)。

(十二) 農林共済について必要な補助額の確保、雇用条件の改善等が示された(附帯決議)。

(十三) その他

(一) 厚生年金基金の課税問題については非課税扱いとするとされた(答弁)。

(二) 財政投融資の見直しについて検討するとされた(附帯決議)。

(三) 恩給との調整をはかるとされた(附帯決議)。

(四) 公的負担の四分の一カットについては、今後、今回の成果を踏まえ以下の課題について引き続き追及する。

(四) 公的負担の四分の一カットについては、速やかに返済するとされた(答弁)。

## 三、今後の課題

今後、今回の成果を踏まえ以下の課題について引き続き追及する。

### 一、基本問題

(一) 国鉄共済年金財政「昭和六五年以降」問題

(二) 昭和七〇年公的年金一元化問題及び各公済の給付等の改善問題

(三) 「基礎年金」の財源問題

(四) 年金と雇用の結合問題(定期延長・雇用安定)

(五) 国庫負担の適正化(増額から全額負担へ)中の結論(人事院対策等)

(六) 職域加算部分の引き上げ問題(六二年度中の結論、人事院対策等)

### 二、具体的な事項

(一) 職域加算部分の引き上げ問題(六二年度中の結論、人事院対策等)

(二) 算定基礎の改善問題

(三) 既裁定者のスライド停止の緩和問題(政令の策定)

(四) 併給調整問題(再検討)

(五) 特定消防職員等の労働環境の改善問題(人事計画等)

(六) 職域年金の自由設計問題(検討課題)

(八) 国鉄共済年金給付の改善問題（職域・みなし従前額ルールの適用等）

(九) 地方公営企業の公的負担問題（六二年度地財計画）

(十) 支給開始年齢、特別支給期間の国庫負担、減額退職年金、所得制限、短期保険料等の

問題

(十一) 公的負担の四分の一カット分の返済問題（約一兆四七〇億円）

(十二) 財政投融資の根本的改革問題  
(十三) 恩給との調整問題・その他

#### 参考資料①衆院における修正要求

一九八五・一一・二六

## 共済四法案に対する修正事項等について

日本社会党

### 九、特別支給期間の国庫負担について

六〇歳から六四歳の退職共済年金の特別支給にあたっては、基礎年金相当部分について、基礎年金と同様の国庫負担を行なう

一〇、懲戒処分等による支給一部停止について

六〇歳から六四歳の退職共済年金の特別支給にあたっては、基礎年金相当部分について、基礎年金と同様の国庫負担を行なう

一〇、懲戒処分等による支給一部停止について

懲戒処分等による職域加算部分の支給停止措置について、これを行なわない

(一) 金の加算(2)みなし従前額補償ルールの適用  
(2)船員の経過措置等の適用)の解決

三、基礎年金について

(一) 国年・厚年法改正における「附則修正」

職域加算部分の乗率を千分の一・五から千分の二・〇に引き上げる

### 五、職域加算部分の保険料負担割合について

職域加算部分の保険料負担割合については、厚生年金基金等の労使負担割合を勘案して、労使折半を改める（三対七とする）

### 六、算定基礎について

国公共済、地公共済とも平均月収の算定は、「平均本俸×補正率（手当率）」とする

### 七、既裁定者のスライド停止について

既裁定者は、現行制度の適用とし、スライド停止は行なわない

### 八、支給開始年齢本則六五歳について

退職共済年金及び基礎年金相当額の支給開始年齢は本則六〇歳とする

### 一、公的年金一元化計画について

を一層明確化する

(一) 基礎年金の財源は国庫負担とし、当面、国庫負担率を段階的に増大させ、時期を明示して全額国庫負担とする

(二) 国の四現業及び地方公営企業も国庫負担とする

四、職域加算部分（千分の一・五）の引き上げについて

職域加算部分の乗率を千分の一・五から千分の二・〇に引き上げる

### 一、併給調整について

併給調整の実施にあたつては、一律の併給

（参考資料②野党共同要求）  
一九八五・一一・一九

禁止ではなく、併給限度額を設定して、一部不支給とする経過措置を設ける

## 一二、特定消防職員等の支給開始年齢の特例について

特定消防職員の五五歳特別支給制度は維持する

## 一三、年金のスライドについて

「賃金スライド」を明確にする

## 一四、減額退職年金について

減額退職年金については現行どおりとする

## 一五、その他

- (一) 公的負担の四分の一カットについて速やかに返済する
- (二) 共済短期保険料の負担割合について、組合健保、政管健保の負担割合、国庫負担の実情を勘案し、組合員の負担割合を見直す
- (三) 恩給制度との調整をはかる
- (四) 財政投融資の根本的改革をはかる

# 共済四法案に対する共同修正要求事項等

日本社会党・護憲共同  
公明党・国民会  
民社党・国民連合  
社会民主連合

## 三、既裁定者のスライド停止について

- (1) 職域加算部分の乗率を千分の二・〇に引き上げる
- (2) 職域年金部分については、二五年未満二分の一を廃止し、加入年数に応じた支給に改めること。

- (1) 職域加算部分の乗率を千分の二・〇に引き上げる
- (2) 職域年金部分については、二五年未満二分の一を廃止し、加入年数に応じた支給に改めること。

## 二、算定基礎について

- (1) 国公等共済の算定基礎の取り方については、地公共済との関連を踏まえつつ、抜本的に改善すること
- (2) 私学、農林年金の算定については標準報酬とし、委員会審議に基づき修正をはかること

- (1) 懲戒処分等による職域加算部分の支給停止措置について、これを行なわない
- (2) 公務に關係のないNTT等の禁固刑による支給停止は廃止する
- (3) 支給停止は、遺族にまで及ぼさないことを

## 五、併給調整について

- (1) 併給調整の実施にあたつては、一律の併給禁止ではなく、併給限度額を設定して、一部不支給とする経過措置を設ける

## 六、特定消防職員等の支給開始年齢の特例について

(1) 特定消防職員の特別支給制度の廃止は、

六〇歳まで勤務しうるよう労働環境の改善等抜本的措置を条件とする

## 七、年金のスライドについて

(1) 「賃金スライド」を含むことを明確にする

## 八、厚生年金水準との均衡について

(1) 組合員期間が六ヶ月以上一年未満で障害者となり、障害年金を受けていない過去の障害者等についても、改正法施行日以降、

従前の厚生年金の場合に準じ、障害年金を支給する。

(2) 遺族年金についても同様の措置とする

## 九、職域年金の自由設計について

(1) NTT、たばこ、私学、農林については、職域年金の自由設計が可能な制度とする

## 一〇、国鉄共済年金について

(1) 国鉄共済におけるみなし従前額補償ルールの適用等の措置を実施する

## 一一、基礎年金について

- (1) 国の四現業及び地方公営企業も国庫負担とする  
かに返済する  
(2) 財政投融資の根本的改革をはかる

## 一二、その他

〈参考資料③参院における修正要求〉

# 共済四法案に対する修正要求事項等

日本社会党参議院共済対策  
プロジェクトチーム

一定の上限を設け、スライドを実施すること。

## 四 国鉄共済年金について

みなし従前額補償ルールを適用すること。

## 五 職域加算について

① 一・五を二・〇に引き上げること。  
② 二五年未満二分の一を二〇年未満二分の一にあらためること。

## 六 併給調整について

併給調整の実施に当つては、一律の併給禁止とするのではなく、併給限度額を定め、一部不支給とすること。

## 七 船員の加算について

減額退職年金について  
減額退職年金を存続させること。  
船員の加算について  
正と同様の修正を行なうこと。  
国年・厚年法改正における参議院での修

(八) 賃金スライドについて

国年法改正における附則修正と同様の修

正を行なう（賃金スライドを含むことの明

確化）

## 二、質疑の中で追及し明らかにすべき事項

(一) 職域加算に係る衆議院答弁問題（人事院の意見等を踏まえ検討し一両年中に結論）

掛け金負担問題

現在四〇歳の組合員の給付問題

国鉄のスライド停止問題

厚生年金基金の課税問題

消防職員の労働環境整備問題

懲戒処分に係る職域加算一時停止政令問題

(八) 公営企業における基礎年金部分の公的負担措置

（参考資料④衆・参各委員会附帯決議）

# 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆・大蔵委）

一、今回の改正は、共済年金制度の抜本的な

改正であるので、共済組合員はもとより、  
国民全体の理解と納得を得られるよう周知  
徹底をはかること。

一、今回の改正が行なわれても、各公的年金

制度間に制度上の相違、特に負担面での相  
違が残されているので、今後できるだけ速  
やかに、公的年金一元化の観点から調整を  
図るよう努めること。

一、公的年金一元化の内容及びスケジュール

が依然として明らかにされていないので、  
今後できるだけ速やかに、その内容等につ  
き明らかにすること。

一、基礎年金の水準、費用負担のあり方等に  
ついては、国民年金法の附則の規定に基づ  
き、できるだけ速やかに検討に着手するこ  
と。

一、今回の改正が行なわれると、共済年金と  
恩給との間に大きな相違が生ずるので、恩  
給制度についても、公的年金制度の改正を

ふまえつつ、検討を加えること。

一、今回の改正における職域相当部分の根拠、  
水準が必ずしも明瞭でないので、この点に  
つき、人事院等の意見もふまえ、引き続き  
研究を行なうこと。

一、今回の改正法では、共済年金の政策改定  
の根拠につき、賃金の変動という要素が明  
らかに規定されていないが、政策改定を行  
なうに当たっては、この点につき十分配慮  
すること。

一、既裁定の遺族年金については、最低保障  
の改善を図ること。

一、職域年金相当部分の支給要件については、  
その緩和を図ること。

一、懲戒処分等による給付制限措置について  
は、今回の改正後、本人の掛金相当部分に  
ついては行なわないこととすること。

一、国家公務員等共済年金、私立学校教職員  
共済年金及び農林漁業団体職員共済年金と  
地方公務員等共済年金との間において、算

定基礎のとり方に差異があるが、各制度の間の水準に差異が生じないよう調整を図ること。

一、所得制限の具体的な運用に当たっては、退職者と現役公務員との間の生活の均衡が

図られるよう十分考慮すること。

一、現在四〇歳の者については、将来給付が最も低い水準になる点について、次の見直しの時点までに調整するよう努めること。

一、自衛官については、その職務の性格から若年定年制とならざるを得ず、これが掛金に反映されることになるが、この点につき今後研究を重ね、何らかの解決策を講ずること。

一、民営化されたNTT、日本たばこの職域部分については、今後公的年金一元化を進める過程で検討を加えること。

一、国鉄の職域年金については、年金財政及び国鉄財政の動向等を見きわめ、設置することを将来検討すること。

一、社会経済情勢の変化をふまえ、財政投融資の見直しについて検討すること。

一、NTT、たばこ共済組合は、引き続き現共済制度を存続し、積立金の自主運用を行なうこと。

一、今回の改正が行なわれると、共済年金と恩給との間に大きな相違が生ずるので、恩給制度についても、公的年金制度の改正をふまえつつ、検討を加えること。

一、今回の改正における職場相当部分の根拠、

## 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参・内閣委）

一、今回の改正は、共済年金制度の抜本的な改正であるので、共済組合員はもとより、国民全体の理解と納得を得られるよう周知徹底を図ること。

一、今回の改正が行なわっても、各公的年金制度間に制度上の相違、特に負担面での相違が残されているので、今後できるだけ速やかに、公的年金一元化の観点から調整を図ること。

一、懲戒処分等による給付制限措置については、今回の改正後、本人の掛金相当部分については行わないこととする。

一、共済年金の算定基礎のとり方については、今後種々検討すること。

一、所得制限の具体的な運用に当たっては、退職者と現役公務員との間の生活の均衡が図られるよう十分考慮すること。

一、現在四〇歳の者については、将来給付が最も低い水準となる点について、次の見直しの時点までに調整するよう努めること。

一、民営化されたNTT、日本たばこの職域部分については、今後公的年金一元化を進める過程で検討を加えること。

一、国鉄の職域年金については、年金財政及び国鉄財政の動向等を見きわめ、設置することを将来検討すること。

一、社会経済情勢の変化をふまえ、財政投融資の見直しについて検討すること。

一、NTT、たばこ共済組合は、引き続き現共済制度を存続し、積立金の自主運用を行なうこと。

一、今回の改正が行なわれると、共済年金と恩給との間に大きな相違が生ずるので、恩給制度についても、公的年金制度の改正をふまえつつ、検討を加えること。

一、今回の改正における職場相当部分の根拠、

水準が必ずしも明瞭でないので、この点につき人事院等の意見もふまえ、引き続き検討を行なうこと。

一、既裁定の遺族年金については、最低保障の改善を図ること。

一、懲戒処分等による給付制限措置については、今回の改正後、本人の掛金相当部分については行わないこととする。

一、共済年金の算定基礎のとり方については、今後種々検討すること。

一、所得制限の具体的な運用に当たっては、退職者と現役公務員との間の生活の均衡が図られるよう十分考慮すること。

一、現在四〇歳の者については、将来給付が最も低い水準となる点について、次の見直しの時点までに調整するよう努めること。

一、民営化されたNTT、日本たばこの職域部分については、今後公的年金一元化を進める過程で検討を加えること。

一、国鉄の職域年金については、年金財政及び国鉄財政の動向等を見きわめ、設置することを将来検討すること。

一、社会経済情勢の変化をふまえ、財政投融資の見直しについて検討すること。

一、NTT、たばこ共済組合は、引き続き現

共済制度を存続し、積立金及び掛金、負担金の自主運用を行なうこと。

十一、併給調整については、その実施過程における問題を見極めて、再検討すること。

十二、現在四〇歳の者については、将来給付が最も低い水準になる点について、次の見直しの時点までに調整するよう努めること。

## 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆・地行委）

一、今回の改正は、共済年金制度の歴史上例をみない抜本的な改正であるので、共済組合員はもとより、国民全体の理解と納得を得られるよう周知徹底を図ること。

二、公的年金一元化の内容及びスケジュールが依然として明らかにされていないので、今後できるだけ速やかに、負担の問題その他その内容等につき明らかにすること。この場合現行共済制度の存続及び積立金の自主運用の推進等を引き続き図ること。

三、基礎年金の水準、費用負担のあり方等については、国民年金法の附則の規定に基づき、できるだけ速やかに検討に着手すること。

四、なお、国の四現業及び地方公営企業の公的負担のあり方について検討すること。

五、今回の改正における職域相当部分の根拠、水準が必ずしも明瞭でないので、この点につき、人事院等の意見もふまえ、見直しに関する検討すること。

六、今回の改正法では、共済年金の政策改定の根拠につき、賃金の変動という要素が明らかに規定されていないが、政策改定を行なうに当たっては、この要素を明らかに規定するよう十分配慮すること。

七、既裁定の遺族年金については、最低保障の改善を図ること。

八、職域年金相当部分の支給要件については、その緩和を図ること。

九、懲戒処分等による給付制限措置については、今回の改正後、本人の掛金相当部分については行なわないこととする。

十、所得制限の具体的な運用に当たっては、退職者と現役公務員との間の生活の均衡が制度についても、公的年金制度の改正をふまえつつ、検討を加えること。

十一、併給調整については、その実施過程における問題を見極めて、再検討すること。

十二、現在四〇歳の者については、将来給付が最も低い水準になる点について、次の見直しの時点までに調整するよう努めること。

十三、特定消防職員の支給開始年齢の段階的引上げに当たっては、消防職員の体力練成への配慮、適正な人事交流の推進等、六〇歳まで安んじて勤務ができるよう、条件整備に努めること。

十四、国鉄職員を地方公共団体が受け入れる場合には、これらの者に係る年金支給に要する費用のうち、追加費用は、旧国鉄等において負担し、国鉄共済期間に係る費用については、完全にその資金の移換を行うなど地方公共団体及び組合員の負担とならないよう措置すること。

十五、これらの者に係る退職手当支給に要する費用のうち国鉄在職期間に係るものについては、地方公共団体の負担とならないよう措置すること。

## 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参・地行委)

一、今回の改正は、共済年金制度の歴史上例

をみない抜本的な改正であるので、共済組合員はもとより、国民全体の理解と納得を得られるよう周知徹底を図ること。

二、公的年金一元化の内容及びスケジュール

が依然として明らかにされていないので、今後できるだけ速やかに、負担の問題その他その内容等につき明らかにすること。

三、基礎年金の水準、費用負担のあり方等について、国民年金法の附則の規定に基づき、できるだけ速やかに検討に着手すること。なお、地方公営企業の公的負担の方について検討すること。

四、今回の改正が行なわれると、共済年金と恩給との間に大きな相違が生ずるので、恩給制度についても、公的年金制度の改正をふまえつつ、検討を加えること。

五、今回の改正における職域相当部分の水準が必ずしも明瞭でないので、この点については、人事院等の意見もふまえ、見直しに

関して検討すること。

六、既裁定の遺族年金については、最低保障の改善を図ること。

七、懲戒処分等による給付制限措置については、今回の改正後、本人の掛金相当部分については行なわないこととする。

八、所得制限の具体的な運用に当たっては、退職者と現役公務員との間の生活の均衡が図られるよう十分考慮すること。

九、現在四十歳の者については、将来給付が最も低い水準になる点について次の見直しの時点までに調整するよう努めること。

十、特定消防職員の支給開始年齢の段階的引上げに当たっては、職員の体力練成の推進、装備、資機材の軽量化・機械化、消防職員のうち市町村部局への配転等の人事交流の推進等消防職員が六〇歳まで勤務ができるよう、執務環境の整備に努めること。

## 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆・文教委)

一、今回の改正は、共済年金制度の歴史上例

をみない抜本的な改正であるので、共済組合員はもとより、国民全体の理解と納得を得られるよう周知徹底を図ること。

二、公的年金一元化の内容及びスケジュール

が依然として明らかにされていないので、今後できるだけ速やかにその内容等について明らかにすること。

三、基礎年金の水準、費用負担の在り方等について、国民年金法の附則の規定に基づ

き、できるだけ速やかに検討に着手すること。

四、今后の年金額の改定にあたっては、賃金の変動という要素を取り入れるよう十分配慮すること。

五、今回の改正における職域年金相当部分の変動といふ点につき、人事院の意見もふまえ見直しに努めること。

六、既裁定者の通年方式の切り替えにあたつ

ては、一般方式適用者の裁定額切り下げについて、激変緩和措置を講ずるとともに、

今後の経済変動等によつて必要が生じた場合においては速やかに再検討を図ること。

七、既裁定の遺族年金については、最低保障の改善を図ること。

八、職域年金相当部分の支給要件については、その緩和を図ること。

九、懲戒処分等による給付制限措置については、その緩和に努めること。

十、併給調整、所得制限の実施にあたつては、低額年金者の生活等を勘案し、必要に応じ再検討を図ること。

十一、所得制限の具体的な運用にあたつては、退職者と現役教職員との間の生活の均衡が図られるよう十分考慮すること。

十二、現在四〇歳の者については、将来給付が最も低い水準になる点について、次の見直しの時点までに調整するよう努めること。

十三、私立学校教職員の給与の実態にかんがみ、施行日前の期間を有する組合員の平均標準給与月額を算定する場合には、厚生年金方式による施行日前の組合員期間の平均額を下回ることがないよう所要の対策を講ずること。

十四、私立学校の特殊事情にかんがみ、六十五歳以上の在職者に厚生年金と同様に退職共

濟年金が支給できる措置を速やかに講ずること。

十五、年金の算定基礎額となる平均標準給与月額の計算にあたり、退職前一年の平均から全期間に改めることによる減額の度合が

私学共済の場合は特に著しいので、なんら

## 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参・文教委）

かの激変緩和措置を講ずること。

十六、私学共済組合が公的年金制度として整合性ある発展を図るため、その制度等に関する重要事項を審議する文部大臣の諮問機関の設置を検討すること。

一、今回の改正は、共済年金制度の歴史上例をみない抜本的な改正であるので、共済組合員はもとより、国民全体の理解と納得を得られるよう周知徹底を図ること。

二、公的年金一元化の内容及びスケジュールが依然として明らかにされていないので、

今後できるだけ速やかにその内容等について明らかにすること。この場合、私立学校

教育の振興に資するという本制度の沿革にも配慮し、現行共済制度の存続及び積立金の自主運用の推進等を引き続き図ること。

三、基礎年金の水準、費用負担の在り方等について、国民年金法の附則の規定に基づき、できるだけ速やかに検討に着手すること。

四、職域年金相当部分の給付水準については、他の年金制度の動向等を踏まえて引き続き研究を行なうこと。

五、既裁定の遺族年金については、最低保障の改善を図ること。

六、懲戒処分等による給付制限措置については、今回の改正後、本人の掛金相当部分に

ついては行なわないこととする。

七、所得制限の具体的な運用にあたつては、退職者と現役組合員との間の生活の均衡が図られるよう十分考慮すること。

八、現在四〇歳の者については、将来給付が最も低い水準になる点について次の見直しの時点までに調整するよう努めること。

# 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆・農水委)

というねらいが損われないよう制度維持に万全を期すること。

十、本制度の長期的安定に資するため、所要財源率の確保に努めるとともに、組合員の急激な負担増をともなわないよう配慮すること。

一、今回の改正は、共済年金制度の歴史上例

いては、その緩和を図ること。

をみない抜本的な改正であるので、共済組合員はもとより国民全体の理解と納得を得られるよう周知徹底を図ること。

六、既裁定の遺族年金については、最低保障の改善を図ること。

二、公的年金一元化の内容及びスケジュールが依然として明らかにされていないので、今後できるだけ速やかに、その内容等につき明らかにすること。

七、併給調整については、その実施過程における問題を見極めて再検討すること。

三、基礎年金の水準、費用負担のあり方等については、国民年金法の附則の規定に基づき、できるだけ速やかに検討に着手すること。

八、生計維持関係の要件については、制度間の不均衡の是正に努めること。また、被扶養配偶者の認定基準については、適正なものとするよう検討すること。

九、本制度の今後の改善に当たっては、公的年金制度として整合性ある発展を図るとともに、制度の沿革等にも配慮し、農林漁業団体の育成及び団体職員の人材確保を図る

十一、農林年金財政の健全化に資するため、今後とも必要な補助額を確保し、行革関連特例法に基づく国庫補助の縮減額については、適正な利子を付して速やかに返還するよう努めること。

十二、一定期間を超えて雇用される臨時職員の組合加入を一層促進するよう指導すること。

十三、年金の支給開始年齢の引き上げに対処し、農林漁業団体の経営基盤を強化して、農林漁業団体職員の定年延長を図る等雇用条件の改善につき適切な指導を行なうこと。

四、今回の改正では、共済年金の政策改定の根拠につき賃金の変動という要素が明確に規定されていないが、政策改定を行うに当たっては、この点につき十分配慮すること。

五、今回の改正における職域年金相当部分の根拠、水準が必ずしも明確でないので、この点につき、社会経済情勢の推移、他の共済年金制度との均衡等を考慮して引き続き検討を行なうこと。

なお、職域年金相当部分の支給要件についても、職域年金相当部分の支給要件につ

# 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参・農水委)

一、今回の改正は、共済年金制度の歴史上例

るよう周知徹底を図ること。

二、公的年金一元化の内容及びスケジュールが依然として具体的にされていないので、

できるだけ速やかに、その内容等につき明らかにすること。

三、基礎年金の水準、費用負担のあり方等については、国民年金法の附則の規定に基づき、今後できるだけ速やかに検討に着手すること。

四、今回の改正における職域年金相当部分の根拠、水準が必ずしも明確ないので、この点につき、社会経済情勢の推移、他の共済年金制度との均衡等を考慮し、引き続き検討を行うこと。

五、既裁定の遺族年金について、最低保障の改善を図ること。

六、禁錮刑等による給付制限措置については、今回の改正後、組合員の掛金相当部分については行なわないこととする。

七、併給調整について、その実施過程における問題を見極めた上で再検討すること。

八、遺族共済年金に係る生計維持関係の要件について、制度間の不均衡の是正に努めるこ。また、被扶養配偶者の認定基準については、適正なものとすること。

九、農林年金財政の健全化に資するため、今後とも必要な補助額を確保し、その財政基盤の強化等に努めること。また、昭和五七年度から昭和六〇年度までの間減額された国庫補助額については、適正な利子を付して速やかにその減額分の補填を行なうよう

努めること。

十、一定期間を超えて雇用されるパート等臨時職員の組合加入を一層促進するよう指導すること。

十一、農林漁業団体の経営基盤の強化に努めるとともに、年金の支給開始年齢の引き上げに対処し、団体職員の定年制の延長等雇用条件の改善が図られるよう適切な指導を万全を期すること。

（参考資料⑤）

## 共済年金四法案審議にあたつての問題点

（社会党年金改革総合委員会）共済年金小委員会

### 〔七〇年年金統合めざす新たな出発〕

#### ——社会党の年金改革に対する基本認識

- (1) 基礎年金制の導入→年金水準の切下げ、  
保険料負担の増大、年金開始六五歳繰上げ  
の真の理由は何か
- (2) 急速な高齢化と年金成熟化だけではな  
い
- (3) もう一つ隠されている原因是  
一九五三年（昭四八年）秋の石油危機  
による狂乱物価での年金積立金の目減り
- (4) その年の春の国会での年金改革による  
物価・賃金スライド制の実施

- ① これは早くから分っていたことだ
- ② 直接の動機は

行なうこと。

十二、本制度の今後の改善に当たつては、公的年金制度として整合性ある発展を図りつつ、制度発足の経緯、沿革等にも配慮し、農林漁業団体の育成及び職員の人材確保を図る趣旨が損なわれないよう制度の維持に万全を期すること。

きるか

一九八五年春（一〇三国会）での国年・厚年統合としめくくりとしての今次四共済の改革で年金の長期安定ができるか。ノーである。

即ち、基礎年金の導入は、「国民年金に対する財政調整」が最大目的である（一月日の橋本司郎氏の講演）。しかし、この

基礎年金制度では国民年金の救済も、厚生年金の安定は勿論、国鉄共済年金の救済もできない。

何が必要か、それは基礎年金の中味、構造を変えるしかない、制度審が建議し、社会党が採用した基本年金構想を段階的に実現するしかない。

共済四法案に対する態度は以上の構想の上に立つて、年金改革の基本的部分と具体的部分に対する問題点を指摘しつつ徹底審議を通じて、五年毎の年金再計算（昭和六五年→昭和七〇年の公的年金一元化）を通じて必要な大幅修正をかちとり、社会党の年金改革構想を実現することである。

### 〔共済年金四法案に対する態度〕

（一）「昭和七〇年」公的年金一元化について

（1）国共済関係の国鉄共済に対する財政調整

五ヶ年計画（「昭和六四年」まで）は「昭和六二年」以降三二万人体制が既定の事実として二〇万人以下に切り下げられている。

独立した積立金管理体制をとるほかないと思うがどうか。

国鉄共済の歳入欠陥にどう対応するのか不明である。

（注）亀井委員会答申と閣議決定と国鉄の減員計画が国鉄共済年金にいかなる影響を及ぼすか明らかでない。

（2）自民党年金調査会の「昭和六五年全共済の統合」は政府の「四共済改正案」によつて完全になくなつた。

全共済による国鉄共済の救済もありえない。

国鉄共済に対する財政調整は英・仏・西独と同じように産業構造の変化、国策上の責任として処理するほかないのでないか。

右の前提に立つて厚年を含む全公的年金の一元化をどうすすめるのか。

（3）全公的年金統合を進める場合、「基礎年金」の構造改革の目標を立てることが不可欠ではないか（藤田教授・村上清講演参照）

（4）国鉄共済年金の掛金は現在一〇・二%であり、負担の限界点に近く、給付についても不公平である。

「負担と給付の公平」の目途をどうつけ るのか。

（5）二階の報酬比例部分、厚生年金、国公共済グループ・地共済グループ（自治体・公

立学校、警察）など（私学・農林）別々に独立した積立金管理体制をとるほかないと思ふがどうか。

但し、保険料負担と給付水準については公平を期することは当然である。

（厚年の企業年金（大部分大企業）共済の職域年金に対応する中小企業の企業年金対策が必要）中小企業退職共済法改正

（6）自衛隊共済の特例（五五歳開始）と保険料負担・国の負担特例との関係

（7）恩給と年金との調整

### 〔第二臨調と制度審の答申〕

#### （一）基礎年金部分について

（1）四共済年金に基礎年金を導入するとしても国庫負担の大削減・国民年金制度の欠陥などで年金の長期安定はできないのではないか。

（2）国鉄共済年金の崩壊を放置することは日本のが年金体制の崩壊に道を開く。

国鉄共済を含めて「昭和七〇年」公的年金統合の展望を切り開くためにも基礎年金の改革の目標を明らかにする必要がある。

（注1）一〇三国会の国年・厚年統合法（四月二十四日可決）では社会党の要求に従つて付則を次のように修正した。

即ち「基礎年金の水準、費用負担のあり方等については、社会情勢の推移、

世帯の類型等を考慮して今後検討が加えられるべきものとする」とし、付帯決議、しめくくりの質問で補強した。

この点の審議を深め四共済法を修正すること。

(注2) 社会党が付則修正で具体的修正項目としてあげた昭和六五年再計算(更に昭和七〇年再計算期)閣議決定の公的年金一元化)までに速やかに見直すべしとした「検討項目」は

① 基礎年金の性格(最低保障年金とする)

② 国庫負担のあり方(税方式による国庫負担の段階的増大)

③ 基礎年金の特別会計の設定(俗に内バキ勘定を外バキの特会に移す)

④ 無年金の解消……等の総合的見直し新制度で修正された「検討事項」を更に深める必要がある。

(注3) 基礎年金の拠出金は月八、一九八円で三分の一が国庫負担で、三分の二の月五、五〇〇円が保険料負担分である。

この国庫負担分は現行厚生年金による国庫負担分を大幅に削減するものである。

即ち、一九九五年は現行で四兆四、〇〇〇億円に対し、改正案は四兆一、

〇〇〇億円。二〇一〇年には現行で七兆五、〇〇〇億円、改正案で五兆七、〇〇〇億円、二〇二〇年では八兆一、〇〇〇億円に対し五兆七、〇〇〇億円に減少する。

その他の基礎年金制度の不安定要因

① 新国民年金の定額保険料(月六、八〇〇円)は現行国民年金を崩壊状況にした

元凶である。即ち、保険料免除率(一七%超)、大都会の保険料未納者の増大による検認率の低下及び所在不明者など保険料を納入しない者の合計が二〇%以上に急増している。徴収事務費も一、〇〇〇億円に達している。

② 第三号被保険者(現行国民年金の任意加入被保険者)の種別確認事務の処理をどうするか。

(注) 制度審の今井一男会長代行が新基礎年金制度の最大の欠陥として指摘し、社会党が国会審議で取上げた点、即ち

保険料を納入する夫と「給付をうける妻」が違うために起きる矛盾が準備段階で既に発生している。

(注3) 基礎年金の性格上、余りに便宜主義的ではないか。

地共済の公営企業職員の場合、公的負担を企業体会計負担とすれば問題である。

(4) 基礎年金に税方式を導入しなければ国民年金の二階はできない。

これは政府の懸案事項である。

一階も二階も社会保険方式ということは不可能である(イギリスを見よ)。

で大違いとなる)。事業主に負担をもたらせ、無業の妻を一旦確認することは大部分で不可能とみられる。

健康保険被保険者証には加入年月日が入っていないし、遡及の必要もない。九〇万円の年間所得を超えたものは第三号被保険者でなくなるが、確認事務でトラブルは起きないか。

即ち、夫婦関係の変動、妻の所得の変動、夫の雇用関係の変動を確認することが二〇歳から六〇歳までの四〇年間スムーズにできるか大問題である。

(注) 国庫負担の大幅カットと共に、特別支給(当面六〇歳開始を付則)の基礎年金相当分の国庫負担がないのは問題である。

国民共通の基礎年金でありながら、三分の一の国庫負担分が地方公務員共済では自治体負担(特に不交付団体職員の場合)はどうなるのか不明。

基礎年金の性格上、余りに便宜主義的ではないか。

地共済の公営企業職員の場合、公的負担を企業体会計負担とすれば問題である。

(5) 確認事務の責任の所在は?

社会保険事務所(厚生年金関係)県段階と国民年金窓口(市町村段階との責任分担)。任意加入被保険者の届出(文書通知だけでやるか、戸別訪問までやるか

(6) 共済年金改正案が「昭和六一年四月」までに改正できなかつた場合、

① 基礎年金導入との関係

② 任意加入者（無業の妻）の障害年金権、老齢年金権の処理

特に、政府の公約でもある厚生年金、共

済年金の国庫負担四分の一カットの補填について政府の態度を明確にするよう要求す

る。

(3) 報酬比例年金部分について

（各共済法案毎に補強すること）

(1) 給付水準について

共済年金全体（三階）でも厚年より切り下げる幅が大きい（職域年金を一〇〇〇分の一として均衡する）

(2) 支給開始年齢

共済年金は退職年金である、六〇歳定年制との関係をどうするのか

六〇歳開始の特別支給の基礎年金部分に国庫負担をつけねば掛金の引上げ、六五歳を強制する結果とならないか。

(3) 保険負担について

（注）掛け率は地共済の場合で現行一〇〇〇分の六・九%→「昭和七〇年」九・七五%→「昭和七五年」一%→「昭和八〇年」一二・七%、最終的には一・二五%。

労使負担（五対五）を改正する点。

前述の六〇歳・六五歳の雇用と年金の関係の改善（スエーデン方式等）

職域年金の労使折半も厚生基金の四

対六に対しても問題である。

国庫負担引下げ問題

前述

併給調整

一律の併給調整ではなく「最高限度額」

を設ける。例えば平均報酬を基準に計算する等。「昭和六一年三月末」までの夫の死亡までの併給と四月一日以降死亡の併給禁止

の矛盾の是正。

(6) 所得制限に対する配慮

（給与と年金の合計額が退職時賃金を下廻らぬよう措置する等）

(7) 懲戒処分による支給停止問題

職域年金の財源は労使負担である。

(8) スライド制について

物価スライドと厚生年金の平均賃金六〇%という年金設計の原則との関係

(9) 共済年金の算定基礎

国共済の「標準報酬」を地共済の「本俸×補正率（手当率）」とする方が管理職手当・通勤手当・超勤手当などの実態から判断してより公平ではないか。

(10) 特定消防職員・警察職員の六〇歳開始より延べ、更に六五歳支給開始の政府案は将

来にわたってどうするのか。

消防・警察・自衛隊（五五歳）に対する国庫負担をどうするのか統一して考えるべきではないか。

既裁定者のスライド停止について

従来の一般方式適用者のスライド停止（五年位）は厚年の現行制度適用を考えて均衡を失しないか。

過去の保険料負担の実績を考えよ。

減額退職年金について

現行五年くり上げを維持すること。

### 〔現行制度と新制度〕 を比較したもの

#### 共済は職域を含む

	共済年金	厚生年金	格差
単身	63.35%	68.0%	4.65%
夫婦	85.47%	87.84%	2.37%

（自治労の計算式より）

以上

一九八五・一二・一七

## 内需拡大五力年計画

—国民生活向上・社会資本の充実・福祉社会をめざす政策への転換—

### 二、経済政策の戦略的転換としての 内需拡大

#### 一、経済政策の中心課題・内需拡大

いま日本経済は内需を重点にした経済構造への転換に迫られている。輸出主導型の経済構造が对外経済関係と国内経済に及ぼす矛盾をわが党は繰り返し主張してきたが、内需拡大の政策はいまや避けることの出来ない重点課題となつた。

九月の五カ国蔵相会議以降、為替相場への協調介入と短期金利の高目誘導によつて対ドル円レートは二〇%程度円高是正されたが、それは对外経済関係の本質的解決でないことはいうまでもない。安定した日米経済関係を形成するためには日本における内需拡大を本格的に軌道に乗せると共に、アメリカの財政赤字是正のために軍事費の削減など効果的な

措置がとられなければならない。それがなおざりにされるならば、Jカーブ効果を含め国際収支の矛盾は更に拡大し、再び貿易摩擦が激化するであろう。

また国内経済をみても輸出主導型経済によつて著しい歪みが生まれている。税制・賃金・福祉など多くの面で抑圧の政策がとられたために消費は伸び悩み、地方財政圧迫などによって社会資本の充実は停滞し、過剰となつた資金の对外移動が急増してきた。この意味で内需を重点とする経済政策は中長期の政策展望を明確に踏まえたものであることが求められている。

同時にこの対策は六一年度予算を含め当面の効果的な対応からスタートしなければならない。急速な円高に伴うデフレ現象が発生す

る中でそのシワ寄せが下請け中小企業に集中しており、実質経済成長率も第二四半期の年率二・六%にみられるように、政府見通しを下方修正せざるを得なくなつてゐる。その反面、円高によつて大きな差益の生まれる産業分野に対しても、その利益の社会的還元が求められている。これらへの対応を急いで実施する必要がある。

當についての弾力的姿勢を欠き、かつ、軍事費拡大の道を強行している。このような方法では内需の安定した発展はありえないと考える。

われわれはこのような中曾根内閣の対応とは全く異なつた、次のような視点から、国民生活向上・社会資本の充実と福祉社会をめざす日本経済の中長期の展望をベースにしながら内需拡大を重点とする効果的な政策を提唱する。すなわち、大型所得税減税と福祉の充実や週休二日制などによって国民生活向上を基盤とした消費の拡大をすすめ、社会資本の充実・福祉都市づくりを社会目標とする新しい公共事業を強力に推進し、その事業の重心

を国から地方に移して県市町村を中心据え、それにふさわしい国と地方の財政関係の改革をすすめる。これを推進するために不透明な見通しのまま硬直している財政運営を改め、再建目標期間を延長して確実なものとし、経済活性化を重点に考える。軍拡の財政から軍縮の財政への転換は当然必要な前提の一つである。

このような経済政策の転換は内外から求められている。このような政策によつて、わが国は世界経済における重要なポジションにふさわしい役割を果たし、世界经济に新たな貢献をなしうると考える。今日まで、日本は技術革新と合理化を通じ輸出拡大を中心とした

経済成長路線をとり、ナンバーワンの債権国となつたが、国民生活と社会資本は停滞したままであり、二一世紀にむけた社会目標である活力ある高齢化社会・福祉は逆に後退を続け、兎小屋、働き蜂と指摘されている。われわれの内需拡大政策は、このような状況からの大いなる転換を目指すものである。

以上のような視点から、次の重点政策を中心とした内需拡大政策を推進する。

### 三、内需拡大のための四つの基本政策

#### (1) 大型減税など生活向上・消費拡大のための対策

① 大型減税：六一年度に二兆三、〇〇〇億円規模の減税を行う。その内容は所得税一兆一、二〇〇億円、住民税減税一、八〇〇億円、税率構造の見直し五、〇〇〇億円（中間所得層を中心に累進を緩和し全体で六段階程度に）、政策・福祉減税五、〇〇〇億円（住宅・教育・パート・内職・老齢者年金・退職金・単身赴任など）とする。

その財源は不公平税制の是正（総合課税の強化、有価証券取引税の適正化と有価証券譲渡所得の課税強化、租特の見直し、医師税制の改革、法人税制改革など）と不要不急費の削減、景気浮揚策による税収増などである。

#### (2) 福祉型社会を築くための公共事業

① 公共事業の拡大：内需拡大の大きな柱の一つである公共事業の重点を生活・福祉関連の事業にすえる。政府自民党は、東京湾

また国民生活に負担を増やす税制改正は行なうべきでない。

六二年度に予想される本格的税制改正を含め五年間に四兆円規模の減税を行う。

② 賃金の引き上げ：賃金抑圧の姿勢の転換が必要であり、数年来の公務員給与抑圧が民間にも影響を及ぼしてきたが、六一年度以降支障無く人事院勧告が完全実施されるよう当初予算に給与改善費を組み込む。

③ 所得保障のミニマム：老齢福祉年金の受給者や無年金者のいることは生活基盤としてのミニマムが保障されていないことを示している。所得保障のミニマムとして、基礎年金を最低保障年金（六五歳から月六万円）として充実し、生活扶助を基礎年金に統合して、必要に応じた補足給付を上乗せする。

④ 完全週休二日制：週休二日制の完全実施によつて三兆円以上の消費・内需拡大効果がある、という試算もなされているが、五カ国蔵相会議の国際公約にもなつてゐる金融機関をはじめとする週休二日制を推進する。

横断道路などの巨大事業を目玉にしている

約が強まっている。

が、いま国民生活にとって必要なのは下水道・道路・さまざまの社会福祉施設・文化スポーツ施設など欧米に比べ著しく立ち遅れている公共投資である。例えば、六〇年度で期限の切れる下水道整備五ヵ年計画を引き継ぐ新中期計画について新たな発想に立つて国の積極的取組みと地方債の拡大による計画を立てるべきである。これによつて下水道新五ヵ年計画（第六次）の事業規模を現計画の二倍以上（第五次は十一・八兆円）にし、一九九〇年末迄に普及率五〇%をめざしていく。下水道整備と同じく新五ヵ年計画に入る都市公園等整備事業を総合的な「緑のプランニング」として実現させると、港湾整備、廃棄物処理施設整備などの中期計画も同様の発想で対処する。

② 住宅政策の充実：住宅政策も重要な柱である。いま持ち家対策の面では限界に達した宅地価格を反映して購入能力の面から低迷しており、公団・公営住宅も高・遠の度を強めている。しかも今日の住宅事情は最低居住水準未満が四〇〇万世帯、住宅に不満な世帯が五割近く存在し、大都市に低質な市街地が存在するなど量質とも低い水準である。憩いの場としての住宅整備は重要な社会目標である。しかしこれに対しても政府の住宅政策は貧困であり財政面からの制

約が強まっている。  
このような政策を変え、公共住宅の拡充のために最低限第四次計画並の戸数（公営三六万戸、公団二〇万戸）の完全達成を図ることとし、入居水準・家賃・補助率・利子補給などについて改善を図る。また民間住宅建設への助成のために住宅取得控除を拡大し、その対象を中古住宅・リフォームに広げる。

③ 都市再開発の重視：都市再開発は今後の重要な社会目標であり、内需の視点からも

中心政策の一つである。今日、三大都市圏に住む人口は総人口の三分の一、中小都市を含めた都市市民が人口の七割を占める時代と成っているが、日本の都市形成の歴史の浅いこともあって、いま求められている福祉型都市の形成には程遠い状態に置かれている。これを大規模な長期計画として位置付け、高齢化社会への対応、文化スポーツ設備の充実、公園緑地の確保、交通整備などを含めた総合的長期計画とする。この事業の性格上中心的役割を自治体とし、国・地方・民間の経済活力の誘導・参加を含めた市民活力が住みよい町づくりにむけて総合的に役割を果たすものにしなければならない。

III 国有林野事業再建 ①長期借入金の利子相当額を一般会計から繰り入れる。②国有林野の公益的機能確保のため一般会計負担を増額する。③長期借入金の返済

ぶ外材輸入のものとで木材価格が低落し、これが林業生産活動を停滞させ、国民の資源として森林の育成、充実を大きく後退させている。

森林資源は国民生活に欠かせない資源という共通の認識に立ち、山村地域と林業、林産業の振興と活性化、林業労働の確保等により森林の管理の適正化をはかり、森林の環境保全能力を強化するとともに林産物の需要を拡大することなど総合的施策を講じる。

I 国産材振興対策 ①国・公共施設の建設に当たっては木材、特に国産材を使用するよう指導するとともに、国の優遇措置を講ずる。②個人住宅建設に当たっては国産材を使用した場合、住宅金融公庫の融資限度額の引き上げ、返還期間の延長を行なう。③間伐材の利用開発を促進すると共に間伐材利用建築については貸付金利の引き下げ、税の軽減を図る。

II 間伐の促進 ①緊急に間伐を必要とする一九〇万ヘクタールの造林地の間伐を三年間で実施するための予算措置を講ずる。

期間を大幅に延長し、民有林並の貸付条件に改訂する。

### (3) 高齢化社会にむけた福祉型の都市改造と活力ある地域の形成

#### 1 福祉型都市改造プラン

高度成長期に形成された日本の都市は、若年労働者を中心とする生産型の構造となつてゐる。このため、高齢者、障害者、こども、母子世帯などにとって暮らしやすい地域社会を形成することは、きわめて困難である。

そこで社会党は、高齢化社会にむけた福利型の都市改造プランをつくり、自治体と市民の活力でこれを推進する。

① 計画期間中に、各都道府県ごとに二都市（うち一は県庁所在地）を対象として実施し、実施主体は当該市とし、それぞれ「福祉型まちづくり市民委員会」を設置してプランをつくる。

② 対象事業には、最低限次の項目を含むものとする。

#### I 住宅改造（トイレ、バス、スロープなど）

#### II 鉄道各駅の改造（エレベーター、スロープ、トイレ、手すりなど）

#### III 国、県、市のすべての建築物の改造（同右）

#### IV 歩車道の完全分離及びバスや自転車専用

## 用レーンの設置

### V 通所介護・短期介護の小規模施設の設置

#### VI 介護者の派遣システム

#### ③ 必要となる土地の確保については、国公有地の自治体による無償優先利用制度や、民有地の先買権・利用権の確立を図る。なお、地価抑制のための効果的施策を講じる。

#### ④ 所要財源は、「福祉型まちづくり市民債」（当該市の地方債）を中心とし、国・県がこれを見助するものとする。

#### 2 地域の活性化

社会的成長のためには地域の経済・社会の活力を引き出すことが欠かせない。そのため当面の具体的策として次の手立てを講じる。

① 目標を失い、世界に例を見ない低い食糧自給率にあるわが国農業の再建を図り食糧の自給率を向上させる。

② 公共投資の配分は地方都市を中心とした傾斜配分を行なう。

③ 大都市は所要財源を自主財源でまかなえるよう税財源構造をつくる。

④ 地方交付税は財政力指数の低い自治体に効果的に配分する。

#### (4) 内需拡大にむけた財政金融政策

#### ① 財政運営の転換：内需拡大と財政再建の二つの課題をめぐつて政府与党内部の論議

が行われているが、六五年赤字公債脱却目標として今日まで行なわれてきた一律方式は、軍事費と福祉予算との関係をはじめ大きな歪みを作り出しており、財政再建の目標自体も達成不可能となつてゐることは明白である。このような財政運営を転換して国民生活向上と経済活性化を重点にし、財政再建目標を七〇年頃において適切かつ現実的可能の高いものにしていくことが必要である。そして内需拡大と中期的に実質5%程度の成長をめざす。このような財政運営をベースに、社会資本充実のための公共事業はわれわれの主張する国民総生産の名目成長率程度の事業量を確保する、などを重点にして財政運営をすすめる。

② 財政投融資の改革：財政投融資についても、長年にわたる惰性・高度成長期のままの内容が多いのは事実であり抜本的な見直しが求められている。在来路線の延長ではなく、今日から二一世紀にむけて重点的に求められる事業項目を中心にして財投が編成されるべきであり、原資の面においては財投債の発行を検討することによつて郵貯・年金原資の計画的な自主運用枠の拡大も可能になる。

③ 分権型財政への転換：とくに重要なのは、福祉型社会をめざす計画のために分

権型財政とすることが不可欠なことであり、一律補助金カットをはじめ地方財政圧をやめ、国と地方との税・財源関係を見直して地方の自主性—自主財源をつよめ、起債についての自主権限を拡大することが必要である。

(4) 金利政策の活用：金融政策の果たす役割

も大きい。当面、円高不況業種、とくに下請け中小企業にたいして効果的な対応を行

ない、円高定着の状況に対応して景気対策

視点の金融政策をすすめる。その際、G・5の経験からみても、内外金利差と資金流動、為替相場への悪影響を排除するために各国の協調利下げを行うべきであり、それは可能であると考える。

(5) 場当たりの施策には反対：このような構想で財政・金融政策をすすめるならば、税制や公共債政策のルールを乱す免税債や財投からの無利子融資などは不要であり、このような場当たりの発想に反対する。

一、来年度税制改正についての政府・自民党

の答申は、今日の経済状況と財政運営に求められている課題に積極的に取り組もうと

しない無策の内容であり、すべてを先送りした無責任なものである。

一、内需拡大と円高不況に対して、税制などでも大型所得減税が今日ほど必要な時期であるにもかかわらず、見送ったことは、個人消費の増加をテコにした政策の転換を放棄したもので、経済さらには財政再建の将来展望を暗くするだけである。

一、法人税率の一・三%上乗せの延長などにより大法人に負担を求めるのは最小限の措置であるが、実質的な特別措置である引当金の適正化を見送ったことは許されない。その一方で、生活関連の政策減税を小幅な

## 政府および自民党税制調査会の「来年度税制改正の答申について」（談話）

日本社会党政策審議会長  
嶋崎 譲

政策減税にとどめ教育費減税等家計の実態にそくした減税を無視しているのは納得できない。

一、来年度税制改正は予算の一方の柱であるにもかかわらず何ら明かるさをもてない。わが党は二兆三〇〇〇億円の所得減税の実施、不公平税制の是正を強く要求し、積極的税政策と財政政策への転換を求めていく。

## 「水源税」「流水占用料」問題に関する 党の見解

日本社会党政策審議会

### 【政府の動向】

しかし、政府（林野庁）においては、「水源税」「河川から取水される水道水、工業用水、発電用水の水の使用者に対し水の使用量に応じ課税する。税率は $1\text{m}^3$ 当たり一円程度、発電用水はその十分の一程度とし、水道事業者、工業用水道事業者が料金徴収と併せて徴収し国に納付、また、その他は直接使用者が国に納付。収入は「森林保全特別会計」（現・森林保険特別会計）の「水源林整備勘定」（新設）に直入り、補助金として使用、ただし、四分の一は地方譲与税とする。平年度五五〇億、初年度二三〇億」の導入をその財源対策として提唱している。

### 【党の基本の方針】

社会党は、早くから「林業三法」（「林業労働法」「地域林業振興法」「林業振興基金法」（仮称））の立法化作業の制定を提唱し、二法は既に国会に提案しており、基金法案については、なお立法化作業を進めている。

わが党は、狭小な国土に過密人口を抱える状況を現出させている。このような状況を打開するためには、山村の発生や危険個所の増大、水資源の不足等の状況を現出させている。

地域と林業の振興・活性化を通じ、林業生産の担い手を育成し、森林の管理を的確に実行

民的課題であり、そのための財源は公共的に確保されるべきものであると考える。特に、森林の公益的機能は広域的、全国的な性格を持つことから、必要な施策、財源については、国が主としてその責任を持つべきものと考える。

### 【森林・林業・林産業の現状】

わが国の森林、林業をとりまく状況は極めて厳しく、国有・民有林を問わず近年危機的状態を強めている。即ち、木材需要の六五%に及ぶ外材輸入と住宅建設の落ち込み等による国産材需要の不振、山村地域の過疎化の進行による林業労働者の減少及び高齢化等による森林資源の保全・管理機能の著しい低下等が顕著である。このような林業の停滞と山村の衰退によって森林の育成に不可欠な保育・間伐等の立ち遅れなど脆弱点を持つ森林が増加し、そのため山地崩壊、水害など国土災害

の発生や危険個所の増大、水資源の不足等の状況を現出させている。

地域と林業の振興・活性化を通じ、林業生産の担い手を育成し、森林の管理を的確に実行

### 【財源問題に対する党の見解】

林野庁の「水源税」構想は、政府が森林の保全と育成に一定の姿勢を示そうとする点について一応の評価はできるが、この構想には勤労大衆に負担を課すことが含まれており、このような大衆課税には反対である。

したがつて、わが党は森林の荒廃、林業の停滯、林産業の不振、山村の衰退、林業労働力の減少、国有林野の財政赤字という現状を

一九八五・一二・二三

打開し、森林、林業、林産業の活性化を目指し、先に述べた「林業振興基金」等の立法化作業に全力を尽くし、国の方針的な財政負担を中心とする新たな財政措置をこうづくる。

## たばこ消費税の引き上げの撤回を求める 申し入れ

### 【流水占用料】に対する見解】

また、政府（建設省）は、公共事業費の横這い傾向のもとで治水事業予算確保のため「流水占用料」「現行、都道府県収入となつている流水占用料について、その一級河川分を都市用水・農業用水に対する減免措置の廃止、単価改訂と併せて国の収入とするとするも。平年度六四〇億円、初年度二五〇億円」の改正を目指している。

建設省構想は、地方自治体財源を国に再配分しようとするものであり、単価改訂という負担増を狙つたものであり、極めて問題の多いものである。従つて、わが党はかかる構想については反対する。そして、都市河川・中小河川改修等を中心とする治水事業費の確保については、均衡縮小財政の転換、即ち積極的財政運営による適正な公共事業の拡大と事業内容の適正化をもつて対応する。

大蔵省は去る二〇日、突如としてたばこ消費税の引き上げを決めた。大蔵省は、六一年度予算における地方自治体への補助金カットに対応する増税としているが、このような態度決定は増税・補助金削減の両面について容認できるものでない。

一、今回のたばこ消費税の引き上げは、一七日の政府税調の首相への正式答申が行なわれた僅か三日後に、大蔵省から突如提起された。

これは、税調の実質審議もない完全なる違反であり、許されない権力的行為である。不公平税制の是正による財源確保を求める国民の意思に反する安易な大衆増税を行なうべきでない。

三、今回の増税が実施されるならば、会社の経営状況からして、たばこ一本あたり一円の値上げを余儀なくされる。この結果、円高と値上げが重なつて外国たばことの価格上の競争力が弱まり、国産たばこの売り上げの減少、販売シェアの後退、財務状況の悪化となるのは必至である。それは、市場の生産＝雇用確保、原料葉たばこの過剰問題、配送関連産業等に大きな影響を及ぼすことになり、わが国たばこ産業に深刻な事態をもたらすのは確実である。

三、しかも、「一年限り」と確認されてきた、地方自治体に対する一律補助金カットを、六一年度に重ねて強行しようとし、その対

応処置として大衆増税としてのたばこ値上げを行なおうとしている。これは、国の財政赤字の負担を地方自治体に転嫁するだけでなく、政府の「増税なき財政再建」をみずから反古にする暴挙である。

四、新会社移行後一年にして、増税＝値上げという措置は、一昨年の「特別法」の国会

審議において確認された趣旨すなわち、社会的、経済的、農政的な問題を相互に調整して“激変緩和”をとりつつ、経営の維持、

発展を図ること、に反するだけにとどまらず、「たばこ消費税については、たばこの消費動向等に配慮して決定する」とした附帯決議を踏みにじるもので到底許されない。

一九八五・一二・二四

## 良質米奨励金の現行確保に関する申し入れ

政府は財政支出の抑制と二年連続豊作による良質米の供給過剰等を理由として一九八六年（六一年度）予算から良質米奨励金を削減しようとしているが、良質米の安定確保、米作農家経営安定のため、これを現行通り維持するよう申し入れる。

### 記

一九八五年一二月二四日

日本社会党中央執行委員長

石橋政嗣

日本社会党農林水産部会長

島田琢郎

農林水産大臣

佐藤守良殿

五、いま、わが国のたばこ産業は、さる四月の民営化による日本たばこ産業株式会社の発足以来まだ日も浅く、多くの課題に直面し、内外ともに、厳しい状態におかれている。新会社もわが国たばこ産業を守り、育てるために、全社一丸となつて努力をし続けているにもかかわらず、今回の措置は、社員の意欲を奪うのみならず、国民の批判、苦情を招くこととなり、国民の納得は得られない。

以上のような立場から、わが党は、たばこ消費税の引き上げを撤回するよう申し入れる。

一九八五年一二月二三日

日本社会党たばこ産業対策特別委員会  
委員長 広瀬秀吉

大蔵大臣  
竹下登殿

一、政府は良質米の過剰供給を理由としているが、これは二年連続の豊作のもとにおける供給の一時的な増加が原因である。平年

作を想定した場合、政府計画の二七五万トンは最低の流通水準とみなければならない。良質米奨励金を削減することは、良質米生産を減少させ、米の需給均衡を失することになり、強く反対する。

### 右申し入れる

## 編集後記

読者諸兄には、一九八六年の新春をお元気には迎えられたことと存じます。東京は大変温かな元日でしたが、八六年の日本経済は冷え込みが予想され、また、八六年度予算編成からみても、庶民の懐はいつそう寒々となりそうです。

八六年度予算案は一般会計で今年度当初

三・〇%増、一般歳出はマイナス。政府は内需拡大を主張しているものの、内容は空虚で“民活”だのみ、消費支出拡大に不可欠の所得税減税は見送りの方針とのこと。しかも国民の負担面では、医療費 国民年金保険料、国立大学授業料、消費者米価、たばこなど、値上げが目白おしです。その反面軍事費は六・五八%と、今年も異常な突出ぶりです。

八六年は、こうした中曾根自民党内閣の平和と国民生活を脅かす政治と対決の年です。

さし当つては「分割・民営」の名による国民の足としての国鉄解体とのたたかいが通常国会では控えていますし、五月頃には臨時教育審議会の基本答申が出されます。国鉄の「分割・民営」のねらいはすでに明らかですが、教育についても国民の願う教育改革とはほど遠く、『問題教師』排除を口実とする「教職適性審議会」の設置など、教育荒廃の責を教師

に帰すという姿勢が露骨に示されています。

“落ちこぼし”をなくす教育、入試地獄の解消などに少しも手をつけないこうした教育改革は改革の名に値しないといわざるをえません。

続開となつた結党四〇周年の党大会を成功させ、参議院選挙に勝利し、中曾根包围網をつくっていく、党にとつてまさに、正念場の年となりそうです。

(W)

### 政策資料編集委員会

委員長 嶋崎 譲

編集委員 武部 文 細谷治嘉

島田琢郎 木島喜兵衛 岩田利春 佐藤觀樹

野坂浩賢 竹田四郎 森井忠良 清水

久保亘 竹田高敏 矢田部理 浜本万三

瀬尾忠博 安永英雄 岩垂寿喜男 藤田高敏

佐間田勝美 小林高摩三 船橋成幸 沖崎利夫

片山甚市 渡辺三郎 渡辺博

佐藤觀樹 森井忠良 清水

兼事務局長 会計監査

林千里 片山甚市 渡辺三郎

佐間田勝美 小林高摩三 渡辺博

瀬尾忠博 片山甚市 渡辺三郎

久保亘 佐間田勝美 渡辺博

瀬尾忠博 片山甚市 渡辺三郎

野坂浩賢 小林高摩三 渡辺博

竹田四郎 竹田高敏 渡辺博

安永英雄 浜本万三 渡辺博

岩垂寿喜男 沖崎利夫 渡辺博

佐藤觀樹 森井忠良 清水

島田琢郎 木島喜兵衛 渡辺博

細谷治嘉 岩田利春 渡辺博

武部文 佐藤觀樹 渡辺博

久保亘 岩垂寿喜男 渡辺博

瀬尾忠博 沖崎利夫 渡辺博

佐間田勝美 浜本万三 渡辺博

小林高摩三 渡辺博 渡辺博

竹田高敏 渡辺博 渡辺博

安永英雄 浜本万三 渡辺博

岩垂寿喜男 沖崎利夫 渡辺博

佐藤觀樹 森井忠良 清水

島田琢郎 木島喜兵衛 渡辺博

細谷治嘉 岩田利春 渡辺博

武部文 佐藤觀樹 渡辺博

久保亘 岩垂寿喜男 渡辺博

瀬尾忠博 沖崎利夫 渡辺博

佐間田勝美 浜本万三 渡辺博

小林高摩三 渡辺博 渡辺博

竹田高敏 渡辺博 渡辺博

安永英雄 浜本万三 渡辺博

岩垂寿喜男 沖崎利夫 渡辺博

佐藤觀樹 森井忠良 清水

島田琢郎 木島喜兵衛 渡辺博

細谷治嘉 岩田利春 渡辺博

武部文 佐藤觀樹 渡辺博

久保亘 岩垂寿喜男 渡辺博

瀬尾忠博 沖崎利夫 渡辺博

佐間田勝美 浜本万三 渡辺博

小林高摩三 渡辺博 渡辺博

竹田高敏 渡辺博 渡辺博

安永英雄 浜本万三 渡辺博

岩垂寿喜男 沖崎利夫 渡辺博

佐藤觀樹 森井忠良 清水

兼事務局長 会計監査

林千里 片山甚市 渡辺三郎

佐間田勝美 小林高摩三 渡辺博

瀬尾忠博 片山甚市 渡辺三郎

久保亘 佐間田勝美 渡辺三郎

瀬尾忠博 片山甚市 渡辺三郎

野坂浩賢 小林高摩三 渡辺博

竹田四郎 竹田高敏 渡辺博

安永英雄 浜本万三 渡辺博

岩垂寿喜男 沖崎利夫 渡辺博

佐藤觀樹 森井忠良 清水

島田琢郎 木島喜兵衛 渡辺博

細谷治嘉 岩田利春 渡辺博

武部文 佐藤觀樹 渡辺博

久保亘 岩垂寿喜男 渡辺博

瀬尾忠博 沖崎利夫 渡辺博

佐間田勝美 浜本万三 渡辺博

小林高摩三 渡辺博 渡辺博

竹田高敏 渡辺博 渡辺博

安永英雄 浜本万三 渡辺博

岩垂寿喜男 沖崎利夫 渡辺博

佐藤觀樹 森井忠良 清水

島田琢郎 木島喜兵衛 渡辺博

細谷治嘉 岩田利春 渡辺博

武部文 佐藤觀樹 渡辺博

久保亘 岩垂寿喜男 渡辺博

瀬尾忠博 沖崎利夫 渡辺博

佐間田勝美 浜本万三 渡辺博

小林高摩三 渡辺博 渡辺博

竹田高敏 渡辺博 渡辺博

安永英雄 浜本万三 渡辺博

岩垂寿喜男 沖崎利夫 渡辺博

佐藤觀樹 森井忠良 清水

島田琢郎 木島喜兵衛 渡辺博

細谷治嘉 岩田利春 渡辺博

武部文 佐藤觀樹 渡辺博

久保亘 岩垂寿喜男 渡辺博

瀬尾忠博 沖崎利夫 渡辺博

佐間田勝美 浜本万三 渡辺博

小林高摩三 渡辺博 渡辺博

竹田高敏 渡辺博 渡辺博

安永英雄 浜本万三 渡辺博

岩垂寿喜男 沖崎利夫 渡辺博

佐藤觀樹 森井忠良 清水

島田琢郎 木島喜兵衛 渡辺博

細谷治嘉 岩田利春 渡辺博

武部文 佐藤觀樹 渡辺博

久保亘 岩垂寿喜男 渡辺博

瀬尾忠博 沖崎利夫 渡辺博

佐間田勝美 浜本万三 渡辺博

小林高摩三 渡辺博 渡辺博

竹田高敏 渡辺博 渡辺博

安永英雄 浜本万三 渡辺博

岩垂寿喜男 沖崎利夫 渡辺博

佐藤觀樹 森井忠良 清水

島田琢郎 木島喜兵衛 渡辺博

細谷治嘉 岩田利春 渡辺博

武部文 佐藤觀樹 渡辺博

久保亘 岩垂寿喜男 渡辺博

瀬尾忠博 沖崎利夫 渡辺博

佐間田勝美 浜本万三 渡辺博

小林高摩三 渡辺博 渡辺博

竹田高敏 渡辺博 渡辺博

安永英雄 浜本万三 渡辺博

岩垂寿喜男 沖崎利夫 渡辺博

佐藤觀樹 森井忠良 清水

島田琢郎 木島喜兵衛 渡辺博

細谷治嘉 岩田利春 渡辺博

武部文 佐藤觀樹 渡辺博

久保亘 岩垂寿喜男 渡辺博

瀬尾忠博 沖崎利夫 渡辺博

佐間田勝美 浜本万三 渡辺博

小林高摩三 渡辺博 渡辺博

竹田高敏 渡辺博 渡辺博

安永英雄 浜本万三 渡辺博

岩垂寿喜男 沖崎利夫 渡辺博

佐藤觀樹 森井忠良 清水

島田琢郎 木島喜兵衛 渡辺博

細谷治嘉 岩田利春 渡辺博

武部文 佐藤觀樹 渡辺博

久保亘 岩垂寿喜男 渡辺博

瀬尾忠博 沖崎利夫 渡辺博

佐間田勝美 浜本万三 渡辺博

小林高摩三 渡辺博 渡辺博

竹田高敏 渡辺博 渡辺博

安永英雄 浜本万三 渡辺博

岩垂寿喜男 沖崎利夫 渡辺博

佐藤觀樹 森井忠良 清水

島田琢郎 木島喜兵衛 渡辺博

細谷治嘉 岩田利春 渡辺博

武部文 佐藤觀樹 渡辺博

久保亘 岩垂寿喜男 渡辺博

瀬尾忠博 沖崎利夫 渡辺博

佐間田勝美 浜本万三 渡辺博

小林高摩三 渡辺博 渡辺博

竹田高敏 渡辺博 渡辺博

安永英雄 浜本万三 渡辺博

岩垂寿喜男 沖崎利夫 渡辺博

佐藤觀樹 森井忠良 清水

島田琢郎 木島喜兵衛 渡辺博

細谷治嘉 岩田利春 渡辺博

武部文 佐藤觀樹 渡辺博

久保亘 岩垂寿喜男 渡辺博

瀬尾忠博 沖崎利夫 渡辺博

佐間田勝美 浜本万三 渡辺博

小林高摩三 渡辺博 渡辺博

竹田高敏 渡辺博 渡辺博

安永英雄 浜本万三 渡辺博

岩垂寿喜男 沖崎利夫 渡辺博

佐藤觀樹 森井忠良 清水

島田琢郎 木島喜兵衛 渡辺博

細谷治嘉 岩田利春 渡辺博

武部文 佐藤觀樹 渡辺博

久保亘 岩垂寿喜男 渡辺博

瀬尾忠博 沖崎利夫 渡辺博

佐間田勝美 浜本万三 渡辺博

小林高摩三 渡辺博 渡辺博

竹田高敏 渡辺博 渡辺博

安永英雄 浜本万三 渡辺博

岩垂寿喜男 沖崎利夫 渡辺博

佐藤觀樹 森井忠良 清水

島田琢郎 木島喜兵衛 渡辺博

細谷治嘉 岩田利春 渡辺博

武部文 佐藤觀樹 渡辺博

久保亘 岩垂寿喜男 渡辺博

瀬尾忠博 沖崎利夫 渡辺博

佐間田勝美 浜本万三 渡辺博

小林高摩三 渡辺博 渡辺博

竹田高敏 渡辺博 渡辺博

安永英雄 浜本万三 渡辺博

岩垂寿喜男 沖崎利夫 渡辺博

佐藤觀樹 森井忠良 清水

島田琢郎 木島喜兵衛 渡辺博

細谷治嘉 岩田利春 渡辺博

武部文 佐藤觀樹 渡辺博

久保亘 岩垂寿喜男 渡辺博

瀬尾忠博 沖崎利夫 渡辺博

佐間田勝美 浜本万三 渡辺博

小林高摩三 渡辺博 渡辺博

竹田高敏 渡辺博 渡辺博

安永英雄 浜本万三 渡辺博

岩垂寿喜男 沖崎利夫 渡辺博

佐藤觀樹 森井忠良 清水

島田琢郎 木島喜兵衛 渡辺博

細谷治嘉 岩田利春 渡辺博

武部文 佐藤觀樹 渡辺博

久保亘 岩垂寿喜男 渡辺博

瀬尾忠博 沖崎利夫 渡辺博

佐間田勝美 浜本万三 渡辺博

小林高摩三 渡辺博 渡辺博

竹田高敏 渡辺博 渡辺博

安永英雄 浜本万三 渡辺博

岩垂寿喜男 沖崎利夫 渡辺博

佐藤觀樹 森井忠良 清水

島田琢郎 木島喜兵衛 渡辺博

細谷治嘉 岩田利春 渡辺博

武部文 佐藤觀樹 渡辺博

久保亘 岩垂寿喜男 渡辺博

瀬尾忠博 沖崎利夫 渡辺博

佐間田勝美 浜本万三 渡辺博

小林高摩三 渡辺博 渡辺博

竹田高敏 渡辺博 渡辺博

安永英雄 浜本万三 渡辺博

岩垂寿喜男 沖崎利夫 渡辺博

佐藤觀樹 森井忠良 清水

島田琢郎 木島喜兵衛 渡辺博

細谷治嘉 岩田利春 渡辺博

武部文 佐藤觀樹 渡辺博

久保亘 岩垂寿喜男 渡辺博

瀬尾忠博 沖崎利夫 渡辺博

佐間田勝美 浜本万三 渡辺博

小林高摩三 渡辺博 渡辺博

竹田高敏 渡辺博 渡辺博

安永英雄 浜本万三 渡辺博

岩垂寿喜男 沖崎利夫 渡辺博

佐藤觀樹 森井忠良 清水

島田琢郎 木島喜兵衛 渡辺博

細谷治嘉 岩田利春 渡辺博

武部文 佐藤觀樹 渡辺博

久保亘 岩垂寿喜男 渡辺博

瀬尾忠博 沖崎利夫 渡辺博

佐間田勝美 浜本万三 渡辺博

小林高摩三 渡辺博 渡辺博

竹田高敏 渡辺博 渡辺博

安永英雄 浜本万三 渡辺博

岩垂寿喜男 沖崎利夫 渡辺博

佐藤觀樹 森井忠良 清水

島田琢郎 木島喜兵衛 渡辺博

細谷治嘉 岩田利春 渡辺博

武部文 佐藤觀樹 渡辺博

久保亘 岩垂寿喜男 渡辺博

瀬尾忠博 沖崎利夫 渡辺博

昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1986年2月1日発行

政策資料第233号

毎月1回1日発行

---

編集人 政策資料編集委員会

発行人 鳴 崎 謙

発 行 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町 衆議院第一会館  
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

---

定価300円 (送料50円)

---